

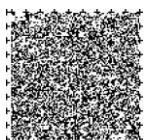
第4期和泉市障がい福祉計画

(平成27年度～29年度)



平成27年3月
和 泉 市

この冊子には紙面上の文字を音声に変換する「S Pコード」を添付しています。専用の読み上げ装置を使うことにより、視覚障がいのある人にも音声でお読みいただけます。



はじめに

本市では、平成18年3月に「障がいのある人もみんなきいき共に暮らせるまち・和泉」を基本理念とする「和泉市第2次障害者計画」を策定し、地域の特性や実情に応じた障がい福祉サービスの提供と体制の確保のため、第1期から第3期の障がい福祉計画を実施してまいりました。

この間、国では、障害者権利条約の締結（平成26年1月）に先立ち、地域社会における共生、合理的な配慮の欠如を含む差別の禁止に向け、平成25年4月に共生社会の実現を基本理念に盛り込んだ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。

また、平成23年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（障害者差別解消法）が定められました。

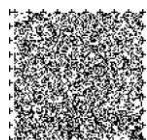
こうした各種の法改正等とともに、国の示す第4期障害福祉計画の基本指針「障害者が地域で暮らせる社会」「自立と共生の社会の実現」を踏まえつつ、このたび、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施、入所施設等からの地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制の整備に関する実施計画である「第4期和泉市障がい福祉計画」を策定いたしました。

今後は、本計画の推進により、誰もが共に笑顔で暮らせる和泉市の実現をめざしてまいりますので、市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりお力添えを賜りました「和泉市障がい者施策推進協議会」及び「和泉市障がい者地域自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、関係者皆様に厚く御礼申し上げます。

平成27年（2015年）3月

和泉市長 辻 宏康

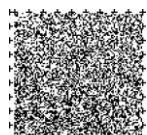


目 次

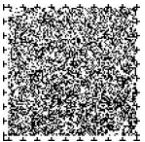
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	5
1 人口及び障がいのある人の状況	5
2 第3期計画の数値目標の進捗状況	14
3 アンケート調査からみた課題やニーズの整理	23
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 計画の基本理念	45
2 計画の基本方針	46
第4章 サービス見込量と確保の方策	51
1 成果目標を設定する施策	51
2 活動指標を設定する施策（障がい福祉サービス等の見込み及び見込量の確保策）	55
3 地域生活支援事業の必要な見込み及び見込量の確保策	72
4 障がい児支援	82
第5章 計画の推進体制	85
資料編	89
1 計画の策定過程	89

※「障がい」の「がい」の表記について

障がいのある人の思いを大切にし、市民の障がい者理解を深めていくため、本計画においては、マイナスのイメージのある「害」の漢字を用いることを避け、法律等の名称以外はひらがなで「障がい」と表記しています。



第1章 計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

○ 国の動向

国は、「障害者権利条約」の締結に先立ち、関係法の整備のために、平成22年1月から「障がい者制度改革推進会議」において、障がい者に係る制度の集中的な改革を行うための議論を開始しました。次いで、平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という）」、同7月には「障害者基本法」の改正、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）」などの国内法を整備しました。また、平成24年6月の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の成立や、平成25年6月の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という）」の改正、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という）」の成立など、障がい者の生活に係る多くの法律が制定されています。

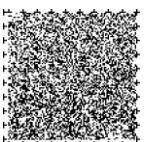
そういった一連の改革の結果として、平成26年1月には「障害者権利条約」が締結され、批准書の国連への寄託が行われました。

○ 和泉市の趣旨

「第4期和泉市障がい福祉計画」は、「和泉市第2次障害者計画」の基本理念「障がいのある人もみんなきいき 共に暮らせるまち・和泉」の実現をめざし、国の基本指針に即して、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）」に定める障がい福祉サービスの必要量を見込むとともに、その確保のための方策を定めるものです。

障害者権利条約の批准などにともなって、国の法律や制度が大きく変わり、障がいのある人を取り巻く環境は変革を迎えています。障害者総合支援法等の内容を十分に踏まえるとともに、新たな福祉サービスの開始や、障がい者の範囲への難病等の追加などの制度の変化に対応し、円滑な事業実施を推進するための内容を定めるものです。

さらに、障がいのある人の視点からの合理的配慮や意思決定といったことを重視する障害者権利条約の考え方を踏まえ、和泉市における支援体制をさらに充実させていくことを目的として策定したものです。



○ 第3期障がい福祉計画策定後の主な法改正

- ・障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）
- ・障害者総合支援法の施行（平成25年4月、平成26年4月）
- ・障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月）
- ・障害者差別解消法の公布（平成25年6月、平成28年4月施行予定（一部附則を除く））
- ・障害者雇用促進法の一部改正法の公布（平成25年6月、平成28年4月施行予定）
- ・精神保健福祉法の一部改正法の施行（平成26年4月（一部未施行））
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、「難病法」という）（平成27年1月）

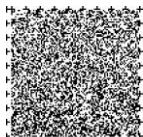
○ 障害者総合支援法の概要

平成25年4月1日施行分

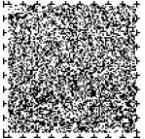
- ① 障がい者の範囲への難病等の追加
- ② 市町村の実施する地域生活支援事業の必須事業の追加
 - ・障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発
 - ・障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
 - ・市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
 - ・意思疎通支援を行う者の養成
- ③ サービス基盤の計画的整備
 - ・障がい福祉計画の必ず定める事項に「サービスの提供体制の確保に係る目標」等を追加
 - ・基本指針や障がい福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
 - ・市町村は障がい福祉計画を作成するにあたり、ニーズ把握等を行うことを努力義務化
 - ・自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化とともに、当事者や家族の参画を明確化

平成26年4月1日施行分

- ① 重度訪問看護の対象拡大
- ② 共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大
- ④ 障がい程度区分から障がい支援区分への変更



2 計画の位置づけ



(1) 法的位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。

なお、国的基本指針については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行や直近の障がい者施策の動向等を踏まえ定めるものとされ、以下の主な改正内容が示されています。

- 障がい者の地域生活の支援のための規定の整備
- 相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備
- 障がい児支援の体制整備に係る規定の整備
- 障がい福祉計画の作成に係る平成29年度の目標設定
 - ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ・入院中の精神障がい者の地域生活への移行
 - ・地域生活支援拠点等の整備
 - ・福祉施設から一般就労への移行等
- 市町村及び都道府県が障がい福祉計画に定めるべき事項について、調査、分析、及び評価を行うことに関する規定の整備

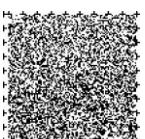
(2) 第4期障がい福祉計画策定における留意点

この計画は、市政の基本方針を示す「第4次和泉市総合計画」（平成18年12月策定、平成22年12月に後期基本計画を策定）を上位計画とし、障害者基本法第9条第3項に規定する「和泉市第2次障害者計画」（平成18年3月策定）との整合を図るとともに、大阪府の「第4次大阪府障がい者計画」（平成24年3月策定）との整合性に留意しています。

「和泉市第2次障害者計画」は、障がいのある人に関する施策全般にわたるものであり、将来方向を示すものとして位置づけられますが、この計画は主として、障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業について、必要なサービス見込量とその確保方策に関して定めるものです。

また、近年の法改正の動向を踏まえるとともに、平成27年1月の難病法の施行、平成28年4月の障害者差別解消法の施行なども見据えて、新しい考え方に対応した内容とするように努めています。特に、障がいのある児童に関しては、子ども・子育て支援法第2条第2項の規定などを踏まえ、すべての子どもの育ちへの支援の一環として、障がい児とその家族に対して切れ目のない支援を身近な場所で提供する体制を構築するために、児童福祉法に基づく障がい児通所支援の整備等についてもこの計画で定めるものとします。

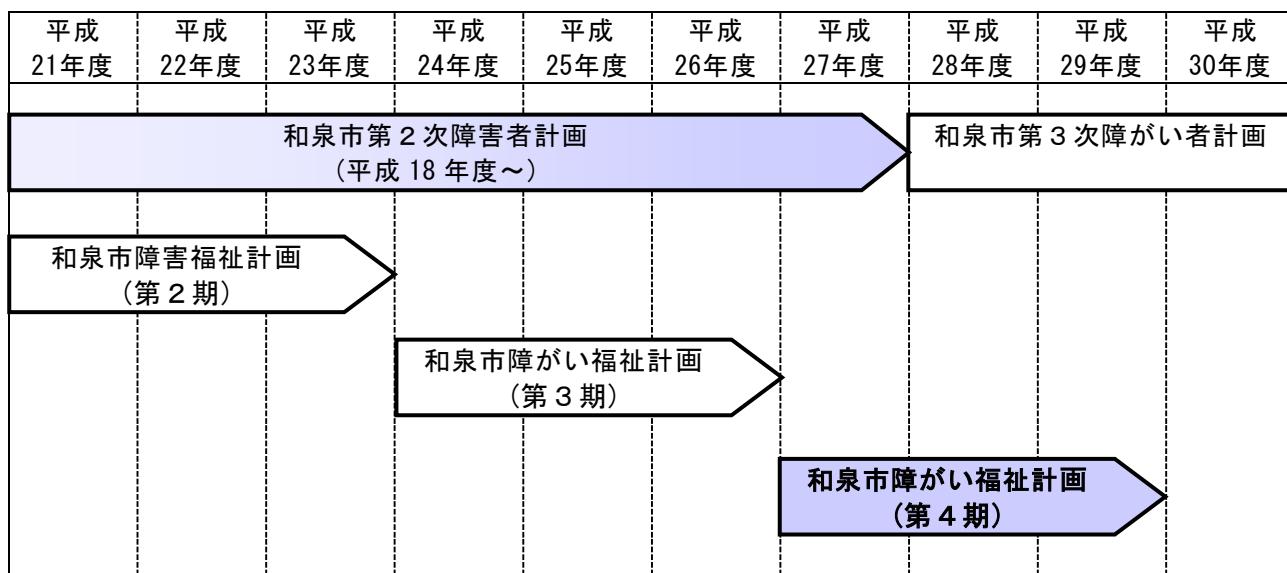
さらに、地域福祉計画や、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、（仮称）和泉市こども・子育て応援プランなど、和泉市での障がい者福祉に関する他の計画との調和を図るように努めています。



3 計画の期間

「第4期和泉市障がい福祉計画」の計画期間は、国の方針で平成27年度から29年度の3年間となっています。なお、第4期障がい福祉計画において設定する「成果目標」と「活動指標」について、「成果目標」については年1回、「活動指標」については年2回、進捗状況の分析・評価を行い必要があると認めるときには、障がい福祉計画の変更や事業の見直しを行う可能性もあります。

図表 計画の期間



4 計画の策定体制

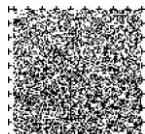
この計画の策定にあたっては、次のような点に留意しました。

① 障がいのある人や関係団体等の参加

この計画の策定にあたり、障がいのある人に関する施策の点検・評価等を行う機関として設置されている「和泉市障がい者施策推進協議会」により検討を行いました。この「和泉市障がい者施策推進協議会」は、学識経験者をはじめ、福祉関係者、当事者団体、地域団体等からなっています。

② 障がいのある人の意向把握

アンケート調査を実施し、障がいのある人のニーズ等の把握を行いました。



第2章 障がいのある人を取り巻く現状

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口及び障がいのある人の状況

(1) 人口の推移

本市の総人口は平成23年度まで増加していましたが、それ以降はやや横ばいの傾向にあり、平成25年度で187,279人となっています。一方で総世帯数は増加を続けており、平成25年度には74,921世帯と、人口を上回る伸びを示しています。こうしたことから、1世帯当たりの人員は減少しており、平成25年度には2.50人となっています。

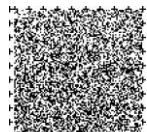
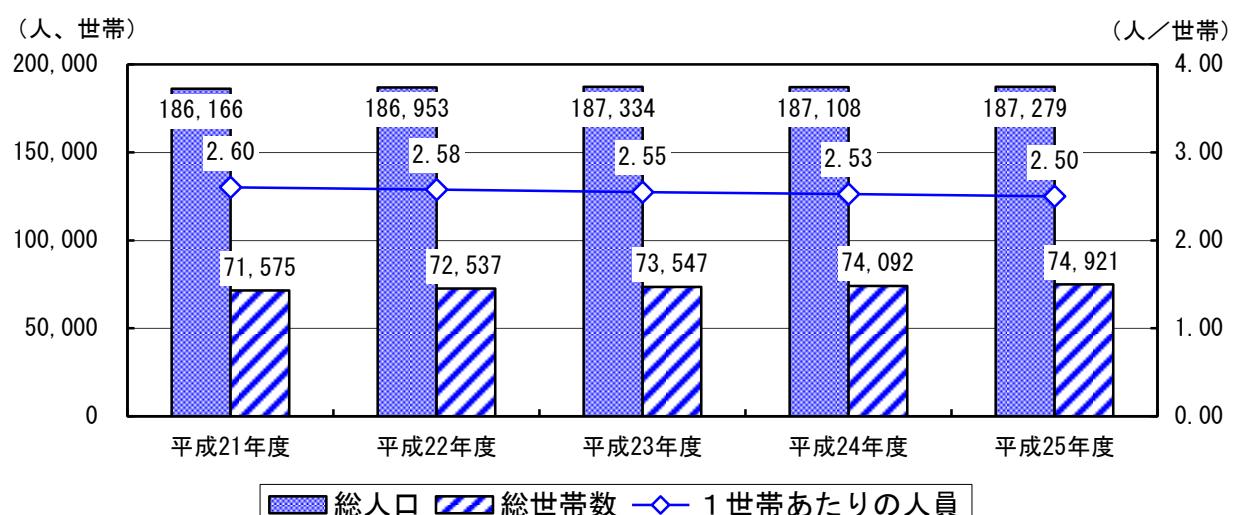
次に、障がい者手帳所持者数をみると、精神障がい者保健福祉手帳所持者は年々大幅に増加しています。療育手帳所持者もやや増加傾向にあります。身体障がい者手帳所持者は平成24年度以降増加しています。平成25年度の障がい者手帳所持者総数は9,514人で、総人口に占める割合は5.08%と、平成24年度以降増加を続けています。また、障がい者手帳所持者の構成比をみると、精神障がい者保健福祉手帳所持者の占める割合が年々大きくなっています。疗育手帳所持者の占める割合も増加傾向にあります。

① 総人口・総世帯数の推移

図表 総人口・総世帯数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総人口（人）	186,166	186,953	187,334	187,108	187,279
総世帯数（世帯）	71,575	72,537	73,547	74,092	74,921
1世帯あたりの人員（人／世帯）	2.60	2.58	2.55	2.53	2.50

資料：住民登録人口及び外国人登録人口（各年度3月末現在）



② 手帳所持者の状況

図表 障がい者手帳所持者の状況

単位：人、%

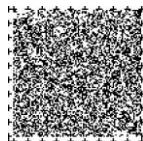
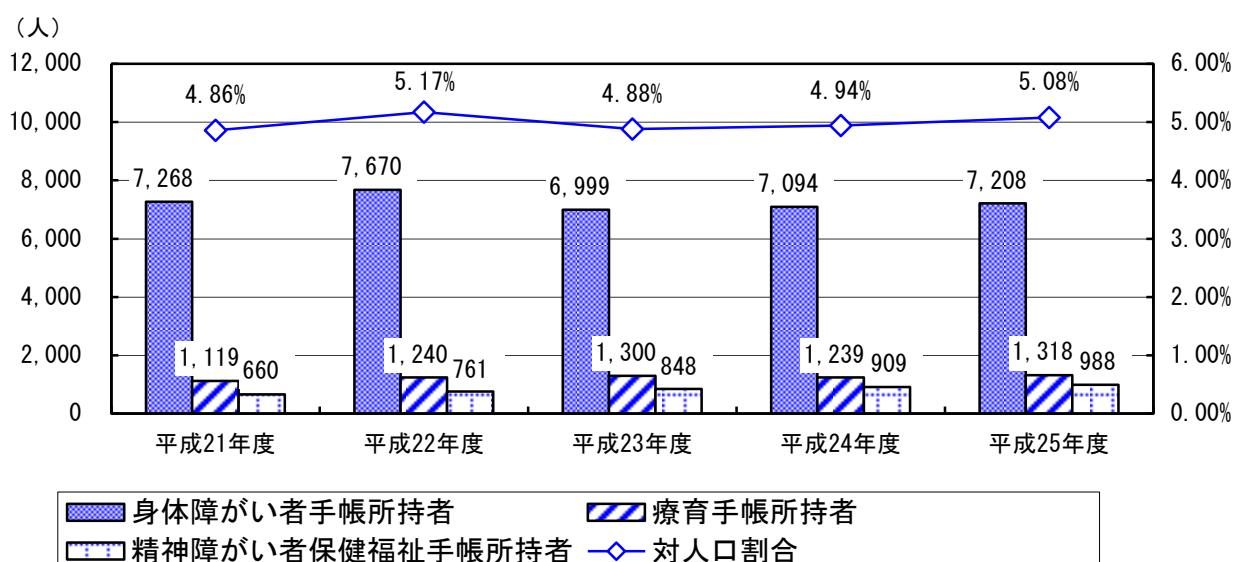
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総人口	人数	186,166	186,953	187,334	187,108	187,279
身体障がい者手帳	人数	7,268	7,670	6,999	7,094	7,208
	構成比	80.3	79.3	76.5	76.8	75.8
療育手帳	人数	1,119	1,240	1,300	1,239	1,318
	構成比	12.4	12.8	14.2	13.4	13.9
精神障がい者 保健福祉手帳	人数	660	761	848	909	988
	構成比	7.3	7.9	9.3	9.8	10.4
障がい者手帳所持者総数		9,047	9,671	9,147	9,242	9,514
総人口に占める 障がい者手帳所持者の割合		4.86	5.17	4.88	4.94	5.08

資料：人口は住民登録人口及び外国人登録人口（各年度3月末現在）

障がい者手帳保持者は障がい福祉課調べ（各年度末現在）

※平成22年度から平成23年度にかけての身体障がい者手帳所持者数の大幅な減少は、平成22年度統計までは、身体障がい者手帳を所持しており、死亡したものの手帳の返還の届出がなされていなかった人を含んでおり、平成23年度から職権により返還（削除）処理を行っているため

※平成23年度から平成24年度にかけての療育手帳所持者数の大幅な減少は、平成23年度統計までは、療育手帳を所持しており、死亡したものの手帳の返還の届出がなされていなかった人を含んでおり、平成24年度から職権により返還（削除）処理を行っているため



(2) 身体障がいのある人の状況

本市の身体障がい者手帳所持者数は、18歳以上では平成24年度以降増加しており、平成25年度には7,059人となっています。18歳未満では約150人前後でほぼ横ばいの傾向にあり、平成25年度には149人となっています。身体障がい者手帳所持者の総人口に対する割合は、平成24年度以降大きくなっています。平成25年度には3.85%となっています。

平成25年度末現在の身体障がい者手帳所持者を年齢別にみると、70歳代が最も多く、次いで60歳代、80歳代の順となっています。

身体障がい者手帳所持者を障がい等級別にみると、4級では増加傾向にあり、平成25年度には2,109人、身体障がい者手帳所持者総数に対する割合は29.3%と約3割を占めています。1級と2級ではほぼ横ばい若しくはやや減少傾向にありますが、1級から3級の人の割合が約6割と、より重度の障がいを持つ人の割合が多くなっています。

身体障がい者手帳所持者を障がい部位別にみると、平成25年度には、平成23年度に比べて、聴覚・平衡機能では25人、肢体不自由では160人、内部障がいでは48人が増加しています。

また、肢体不自由の割合が60.4%と最も多くなっています。

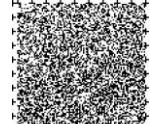
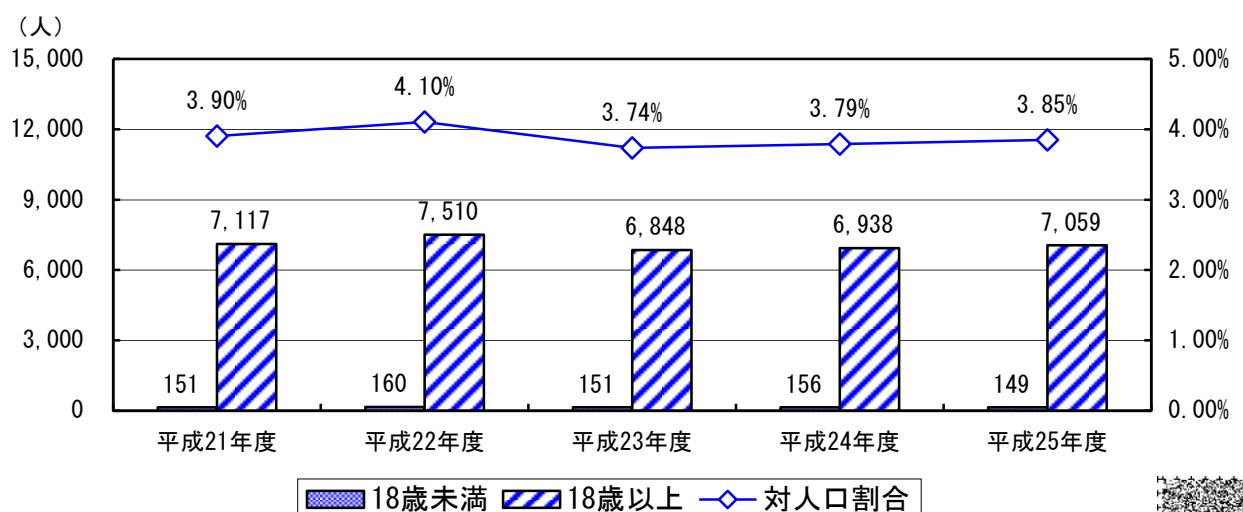
① 身体障がい者手帳所持者数の推移

図表 身体障がい者手帳所持者数の推移

単位：人、%

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	人数	151	160	151	156	149
	構成比	2.1	2.1	2.2	2.2	2.1
18歳以上	人数	7,117	7,510	6,848	6,938	7,059
	構成比	97.9	97.9	97.8	97.8	97.9
合計	人数	7,268	7,670	6,999	7,094	7,208
	対人口割合	3.90	4.10	3.74	3.79	3.85

資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）



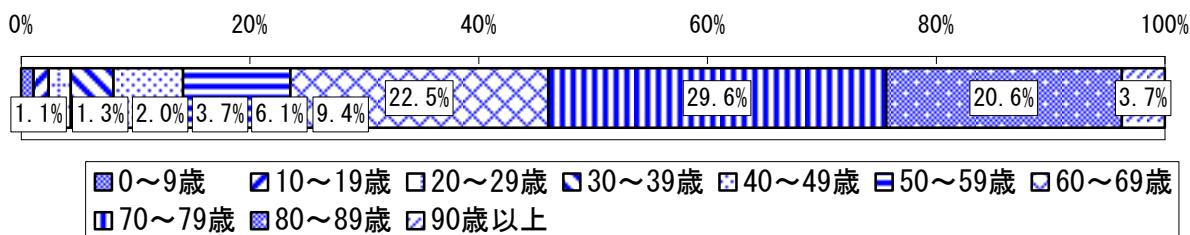
② 平成 25 年度末現在の身体障がい者手帳所持者の年齢構成

図表 年齢別の身体障がい者手帳所持者の状況

単位：人

0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	合計
79	94	141	267	439	678	1,624	2,130	1,486	270	7,208

資料：障がい福祉課調べ（平成 25 年度末現在）



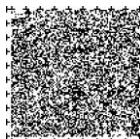
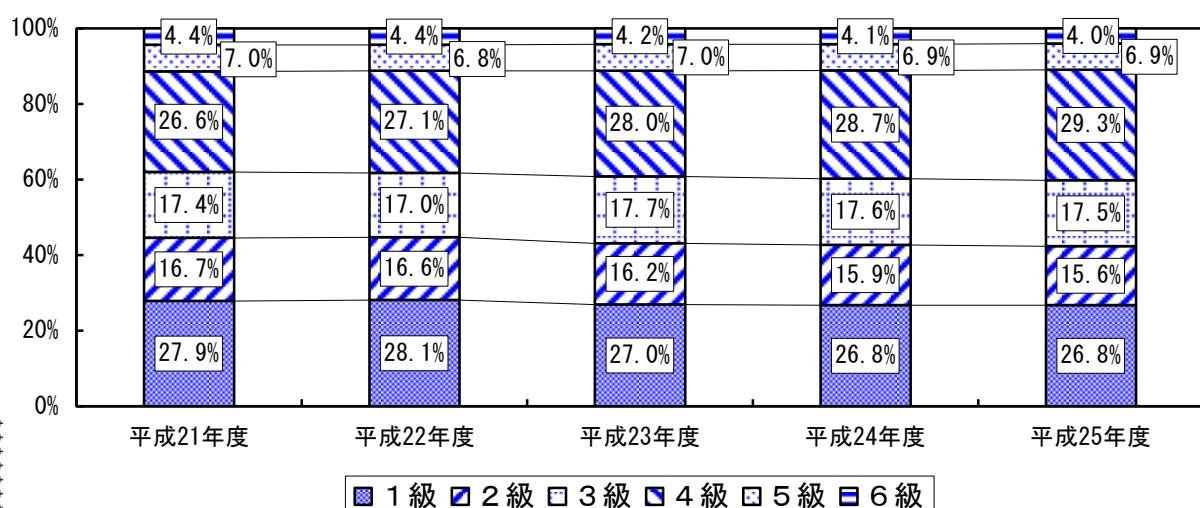
③ 等級別の身体障がい者手帳所持者の状況

図表 等級別の身体障がい者手帳所持者の状況

単位：人、%

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	人数	2,026	2,157	1,889	1,899	1,933
	構成比	27.9	28.1	27.0	26.8	26.8
2級	人数	1,216	1,276	1,133	1,129	1,122
	構成比	16.7	16.6	16.2	15.9	15.6
3級	人数	1,266	1,307	1,239	1,245	1,259
	構成比	17.4	17.0	17.7	17.6	17.5
4級	人数	1,932	2,075	1,957	2,034	2,109
	構成比	26.6	27.1	28.0	28.7	29.3
5級	人数	511	521	490	493	497
	構成比	7.0	6.8	7.0	6.9	6.9
6級	人数	317	334	291	294	288
	構成比	4.4	4.4	4.2	4.1	4.0
合計		7,268	7,670	6,999	7,094	7,208

資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）



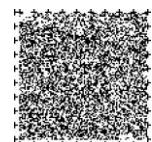
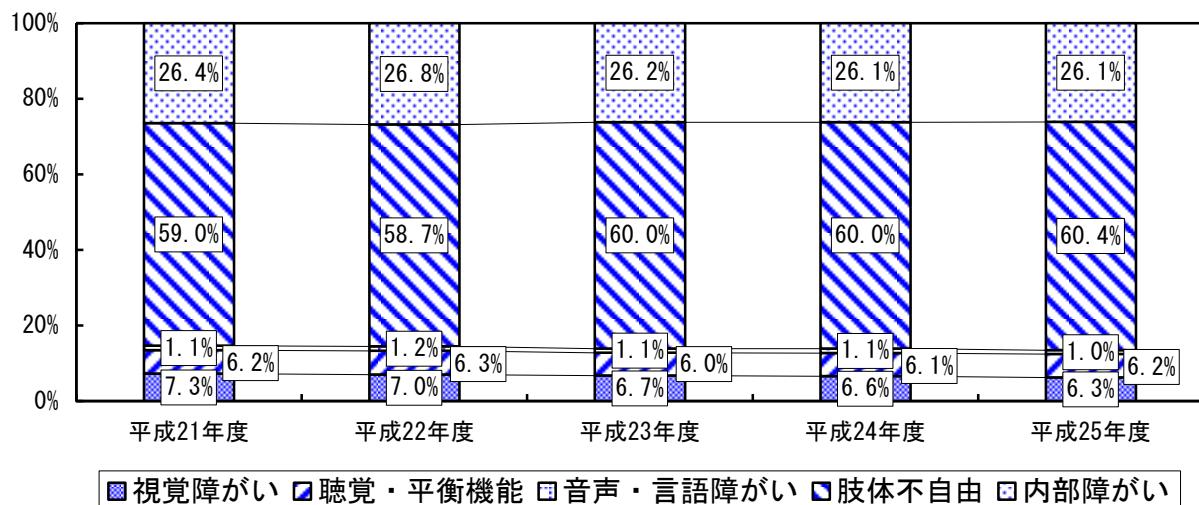
④ 障がい部位別の身体障がい者手帳所持者の状況

図表 障がい部位別の身体障がい者手帳所持者の状況

単位：人、%

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
視覚障がい	人数	528	539	472	470	452
	構成比	7.3	7.0	6.7	6.6	6.3
聴覚・平衡機能	人数	453	483	421	434	446
	構成比	6.2	6.3	6.0	6.1	6.2
音声・言語障がい	人数	83	89	78	79	74
	構成比	1.1	1.2	1.1	1.1	1.0
肢体不自由	人数	4,285	4,503	4,197	4,256	4,357
	構成比	59.0	58.7	60.0	60.0	60.4
内部障がい	人数	1,919	2,056	1,831	1,855	1,879
	構成比	26.4	26.8	26.2	26.1	26.1
合計		7,268	7,670	6,999	7,094	7,208

資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）



(3) 知的障がいのある人の状況

本市の療育手帳所持者数は、18歳以上では平成23年度まで増加した後、平成24年度に減少し、平成25年度には再び増加して872人となっています。18歳未満では増加し続けており、平成25年度には446人となっています。療育手帳所持者の総人口に対する割合は、平成23年度まで増加した後、平成24年度に減少し、平成25年度には再び増加して0.70%となっています。（なお、平成24年度の減少の理由については、6ページをご参照ください。）

平成25年度末の療育手帳所持者を年齢別にみると、10歳代が最も多く、次いで20歳代、40歳代の順となっています。

療育手帳所持者数を障がい程度別にみると、いずれの障がい程度でも平成25年度の療育手帳所持者は平成21年度に比べて増加しています。特に、B2判定では平成25年度には413人で、療育手帳所持者総数に対する割合は31.3%と約3割を占めています。

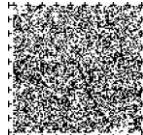
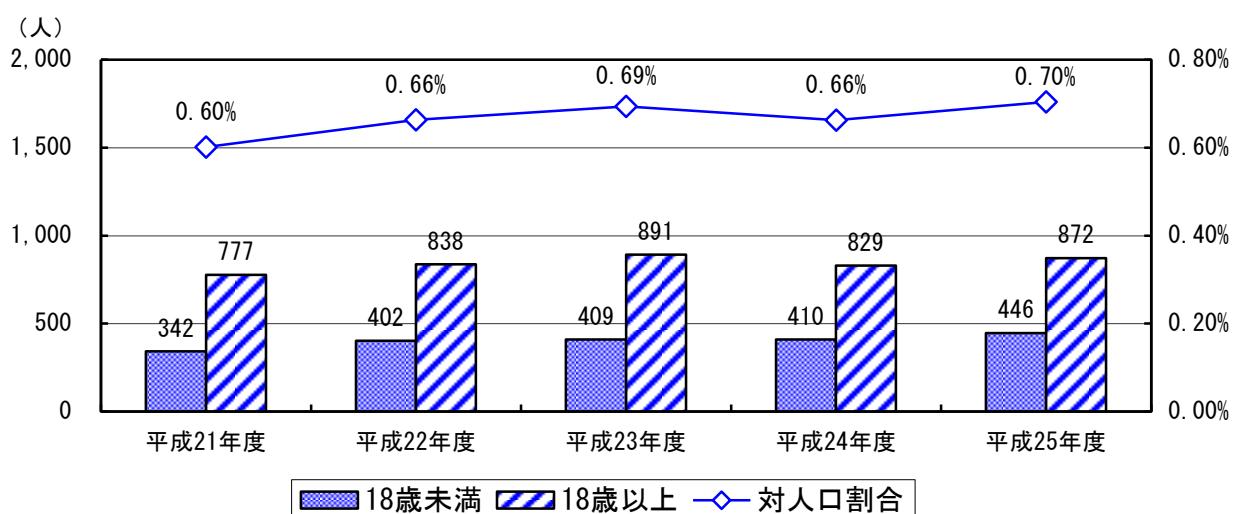
① 療育手帳所持者数の推移

図表 療育手帳所持者数の推移

単位：人、%

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	人数	342	402	409	410	446
	構成比	30.6	32.4	31.5	33.1	33.8
18歳以上	人数	777	838	891	829	872
	構成比	69.4	67.6	68.5	66.9	66.2
合計	人数	1,119	1,240	1,300	1,239	1,318
	対人口割合	0.60	0.66	0.69	0.66	0.70

資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）



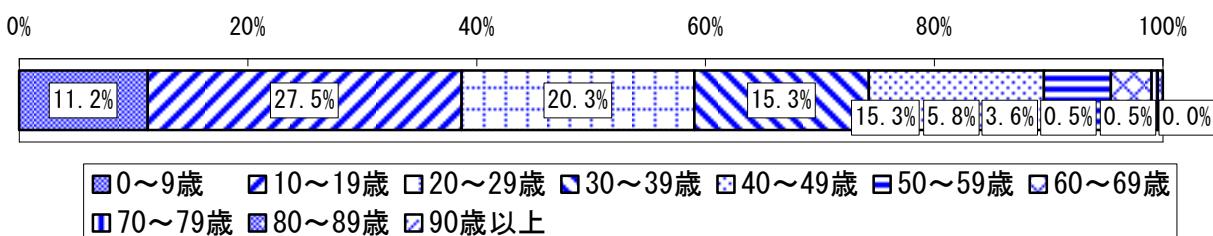
② 平成 25 年度末現在の療育手帳所持者の年齢構成

図表 年齢別の療育手帳所持者の状況

単位：人

0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	合計
148	362	268	201	202	77	47	7	6	0	1,318

資料：障がい福祉課調べ（平成 25 年度末現在）



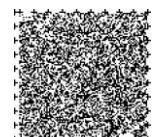
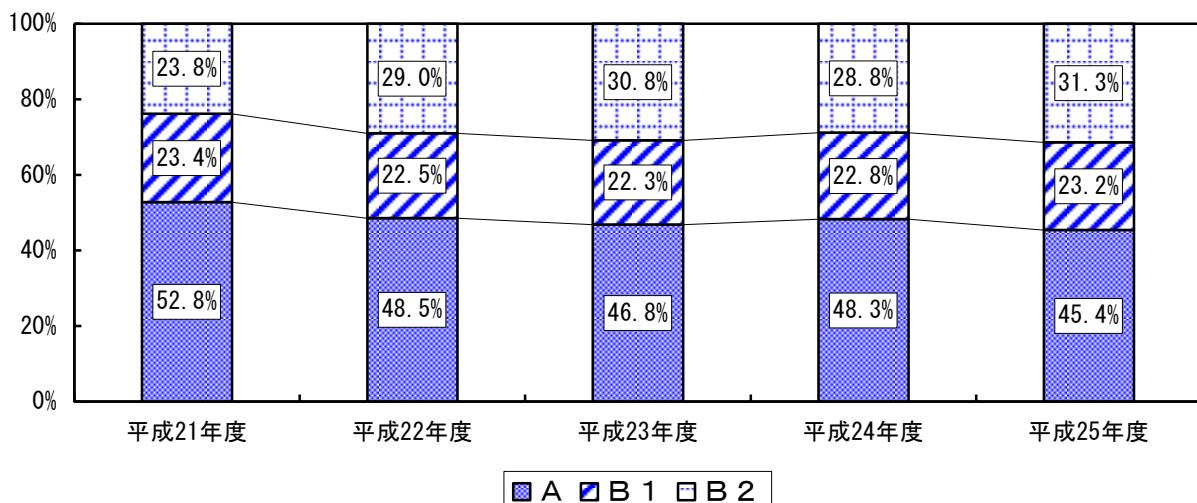
③ 判定別の療育手帳所持者の状況

図表 判定別の療育手帳所持者の状況

単位：人、%

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A	人数	591	602	609	599	599
	構成比	52.8	48.5	46.8	48.3	45.4
B 1	人数	262	279	290	283	306
	構成比	23.4	22.5	22.3	22.8	23.2
B 2	人数	266	359	401	357	413
	構成比	23.8	29.0	30.8	28.8	31.3
合計		1,119	1,240	1,300	1,239	1,318

資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）



(4) 精神障がいのある人の状況

本市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成 25 年度には 988 人で、平成 21 年度の 660 人に比べて 328 人増加しています。

平成 25 年度末の精神障がい者保健福祉手帳所持者を年齢別にみると、40 歳代が最も多く、次いで 50 歳代、30 歳代となっています。

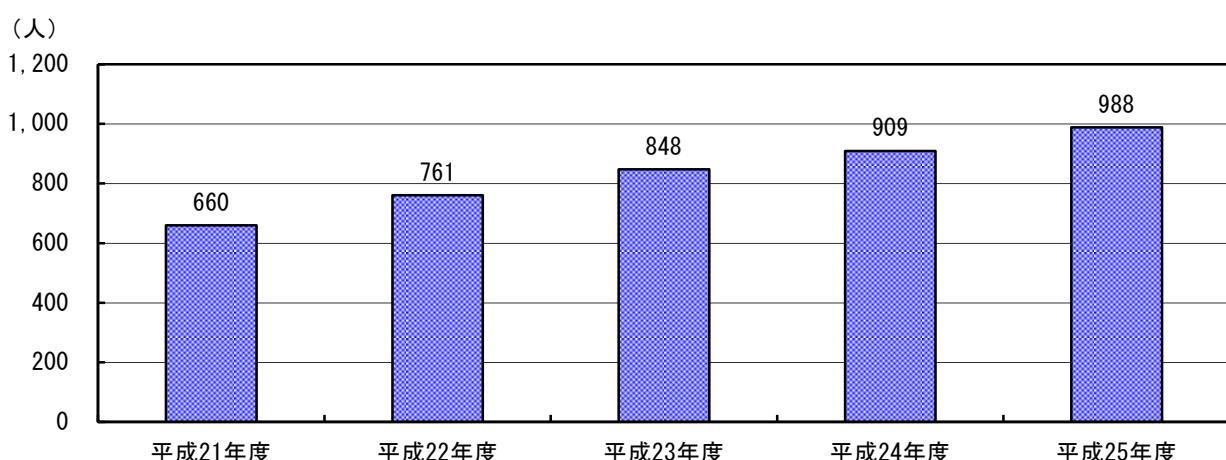
① 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

図表 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

単位：人、%

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
合計	660	761	848	909	988

資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）



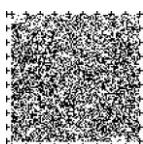
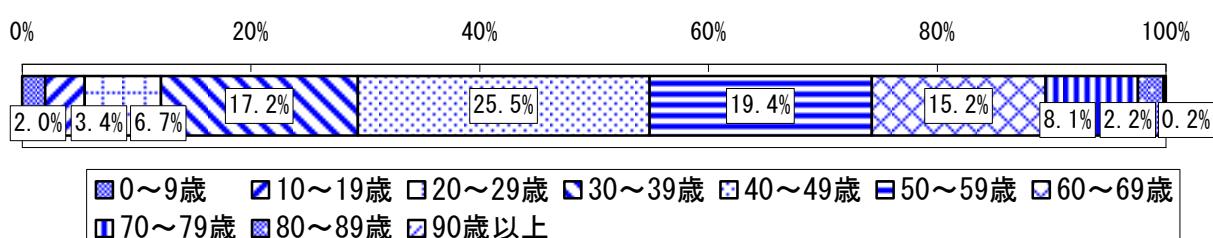
② 平成 25 年度末現在の精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢構成

図表 年齢別の精神障がい者保健福祉手帳所持者

単位：人

年齢	人数	合計
0～9歳	20	988

資料：障がい福祉課調べ（平成 25 年度末現在）



(5) 難病患者（特定疾患医療受給者）の状況

平成 25 年度末現在の難病患者を年齢別にみると、20 歳以上 65 歳未満が過半数を占めており、次いで 65 歳以上が半数近くとなっています。

難病法が平成 27 年 1 月 1 日に施行され、医療費助成の対象となる疾病が追加されることにより、今後の受給者の増加が見込まれます。

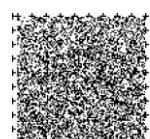
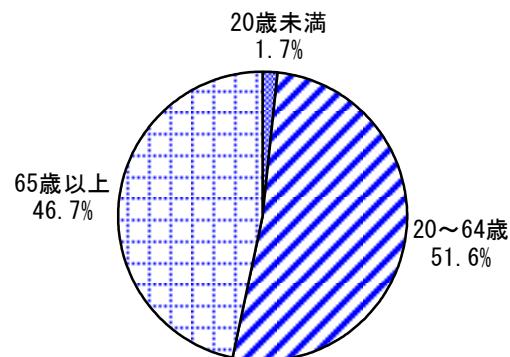
① 平成 25 年度末現在の特定疾患患者の年齢構成

図表 年齢別の特定疾患患者

単位：人

20歳未満	20～64歳	65歳以上	合計
24	716	648	1,388

資料：障がい福祉課調べ（平成 25 年度末現在）



2 第3期計画の数値目標の進捗状況

(1) 障がい福祉サービスの利用実績

障がい福祉サービスの利用状況について計画値に対する実績値をみると、平成25年度には、「就労継続支援（A型・B型）」、「共同生活援助」などで、実績値が計画値を上回りました。特に実績値が計画値を大幅に上回っているのは、身体障がいのある人では「同行援護」の利用時間数、知的障がいのある人では「就労継続支援（A型・B型）」の利用者数及び利用日数、精神障がいのある人では「自立訓練」、「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」の利用者数及び利用日数などとなっています。

また、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、及び障がいのある児童のいずれにおいても、「相談支援」の実績値は計画値を大幅に下回りました。

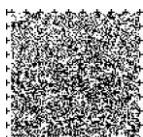
① 訪問系サービス

図表 訪問系サービス・居宅介護の月平均実績値

項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	
身体障がいのある人	利用時間数(時間)	7,700	6,983	90.7	8,300	6,990	84.2	8,950
	利用者数(人)	308	188	61.0	332	194	58.4	358
	1人あたり時間(時間)	25.0	37.1	148.4	25.0	36.0	144.0	25.0
知的障がいのある人	利用時間数(時間)	616	634	102.9	693	624	90.0	759
	利用者数(人)	132	45	34.1	162	55	34.0	194
	1人あたり時間(時間)	4.7	14.1	300.0	4.3	11.3	262.8	3.9
精神障がいのある人	利用時間数(時間)	649	554	85.4	792	656	82.8	957
	利用者数(人)	59	53	89.8	72	68	94.4	87
	1人あたり時間(時間)	11.0	10.5	95.5	11.0	9.6	87.3	11.0
障がいのある児童	利用時間数(時間)	294	254	86.4	308	209	67.9	322
	利用者数(人)	20	17	85.0	18	13	72.2	15
	1人あたり時間(時間)	14.7	14.9	101.4	17.1	16.1	94.2	21.5
合計	利用時間数(時間)	9,259	8,425	91.0	10,093	8,479	84.0	10,988
	利用者数(人)	519	303	58.4	584	330	56.5	654
	1人あたり時間(時間)	17.8	27.8	156.2	17.3	25.7	148.6	16.8

図表 訪問系サービス・重度訪問介護の月平均実績値

項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	
身体障がいのある人	利用時間数(時間)	3,440	2,905	84.4	4,300	2,903	67.5	5,676
	利用者数(人)	20	11	55.0	25	14	56.0	33
	1人あたり時間(時間)	172.0	264.1	153.5	172.0	207.4	120.6	172.0



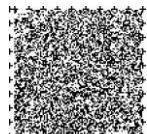
図表 訪問系サービス・同行援護の月平均実績値

項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値
身体障がいのある人	利用時間数(時間)	1,027	1,927	187.6	1,053	2,096	199.1	1,092
	利用者数(人)	79	48	60.8	81	51	63.0	84
	1人あたり時間(時間)	13.0	40.1	308.5	13.0	41.1	316.2	13.0

② 日中活動系サービス

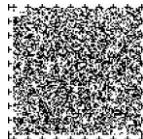
図表 日中活動系サービスの月平均実績値（利用者数）

項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値
身体障がいのある人	生活介護(人)	124	94	75.8	128	94	73.4	132
	自立訓練(機能訓練)(人)	5	3	60.0	5	3	60.0	5
	自立訓練(生活訓練)(人)	1	1	100.0	1	0	0.0	1
	就労移行支援(人)	5	4	80.0	5	5	100.0	6
	就労継続支援(A型)(人)	1	1	100.0	2	2	100.0	3
	就労継続支援(B型)(人)	55	33	60.0	57	36	63.2	59
知的障がいのある人	生活介護(人)	157	165	105.1	165	173	104.8	173
	自立訓練(生活訓練)(人)	7	6	85.7	8	2	25.0	9
	就労移行支援(人)	45	44	97.8	48	28	58.3	51
	就労継続支援(A型)(人)	5	7	140.0	7	12	171.4	10
	就労継続支援(B型)(人)	114	154	135.1	121	190	157.0	129
精神障がいのある人	生活介護(人)	4	3	75.0	4	3	75.0	4
	自立訓練(生活訓練)(人)	1	8	800.0	1	2	200.0	1
	就労移行支援(人)	1	6	600.0	2	10	500.0	3
	就労継続支援(A型)(人)	1	1	100.0	2	5	250.0	3
	就労継続支援(B型)(人)	80	54	67.5	81	67	82.7	82
合計	生活介護(人)	285	262	91.9	297	270	90.9	309
	自立訓練(機能・生活訓練)(人)	14	18	128.6	15	7	46.7	16
	就労移行支援(人)	51	54	105.9	55	43	78.2	60
	就労継続支援(A型)(人)	7	9	128.6	11	19	172.7	16
	就労継続支援(B型)(人)	249	241	96.8	259	293	113.1	270



図表 日中活動系サービスの月平均実績値（利用日数）

項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度 計画値
		計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	
身体障がいのある人	生活介護(日)	1,860	1,633	87.8	1,920	1,628	84.8	1,980
	自立訓練（機能訓練）(日)	95	42	44.2	95	56	58.9	95
	自立訓練（生活訓練）(日)	14	9	64.3	14	2	14.3	14
	就労移行支援(日)	100	78	78.0	100	82	82.0	120
	就労継続支援(A型)(日)	15	18	120.0	30	41	136.7	45
	就労継続支援(B型)(日)	880	540	61.4	912	562	61.6	944
知的障がいのある人	生活介護(日)	2,669	3,182	119.2	2,805	3,348	119.4	2,941
	自立訓練（生活訓練）(日)	112	96	85.7	128	20	15.6	144
	就労移行支援(日)	855	867	101.4	912	541	59.3	969
	就労継続支援(A型)(日)	145	141	97.2	161	263	163.4	230
	就労継続支援(B型)(日)	2,052	2,869	139.8	2,178	3,544	162.7	2,322
精神障がいのある人	生活介護(日)	28	42	150.0	28	51	182.1	28
	自立訓練（生活訓練）(日)	4	8	200.0	4	11	275.0	4
	就労移行支援(日)	23	82	356.5	39	133	341.0	55
	就労継続支援(A型)(日)	15	19	126.7	30	84	280.0	45
	就労継続支援(B型)(日)	962	742	77.1	974	1,031	105.9	986
合計	生活介護(日)	4,557	4,857	106.6	4,753	5,027	105.8	4,949
	自立訓練（機能・生活訓練）(日)	225	155	68.9	241	87	36.1	257
	就労移行支援(日)	978	1,027	105.0	1,051	756	71.9	1,144
	就労継続支援(A型)(日)	175	178	101.7	221	388	175.6	320
	就労継続支援(B型)(日)	3,894	4,151	106.6	4,064	5,137	126.4	4,252

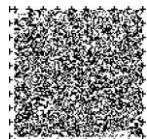


図表 日中活動系サービス・療養介護の月平均実績値（利用者数）

項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値
身体障がいのある人	療養介護(人)	11	7	63.6	11	7	63.6	11

図表 日中活動系サービス・短期入所の月平均実績値

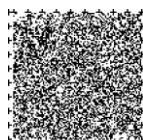
項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値
身体障がいのある人	利用日数(日)	148	160	108.1	156	167	107.1	164
	利用者数(人)	37	27	73.0	39	28	71.8	41
	1人あたり日数(日)	4.0	5.9	147.5	4.0	6.0	150.0	4.0
知的障がいのある人	利用日数(日)	180	169	93.9	190	204	107.4	200
	利用者数(人)	36	28	77.8	38	36	94.7	40
	1人あたり日数(日)	5.0	6.0	120.0	5.0	5.7	114.0	5.0
精神障がいのある人	利用日数(日)	9	0	0.0	9	1	11.1	9
	利用者数(人)	1	0	0.0	1	1	100.0	1
	1人あたり日数(日)	9.0	0	0.0	9.0	1.0	11.1	9.0
障がいのある児童	利用日数(日)	16	23	143.8	20	26	130.0	24
	利用者数(人)	5	5	100.0	5	4	80.0	6
	1人あたり日数(日)	3.2	4.6	143.8	4.0	6.5	162.5	4
合計	利用日数(日)	353	352	99.7	375	398	106.1	397
	利用者数(人)	79	60	75.9	83	69	83.1	88
	1人あたり日数(日)	4.5	5.9	131.1	4.5	5.8	128.9	4.5



③ 居住系サービス

図表 居住系サービスの月平均実績値（利用者数）

項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値
身体障がいのある人	共同生活援助（グループホーム）(人)	1	0	0.0	1	6	100.0	1
	共同生活介護（ケアホーム）(人)	4	5	125.0	5			6
	施設入所支援(人)	29	29	100.0	28	35	125.0	24
知的障がいのある人	共同生活援助（グループホーム）(人)	10	15	150.0	10	85	125.0	10
	共同生活介護（ケアホーム）(人)	55	52	94.5	58			61
	施設入所支援(人)	49	54	110.2	46	52	113.0	39
精神障がいのある人	共同生活援助（グループホーム）(人)	4	6	150.0	5	19	100.0	6
	共同生活介護（ケアホーム）(人)	12	10	83.3	14			16
	施設入所支援(人)	0	0	-	0	0	-	0
合計	共同生活援助（グループホーム）(人)	15	21	140.0	16	110	118.3	17
	共同生活介護（ケアホーム）(人)	71	67	94.4	77			83
	施設入所支援(人)	80	83	103.8	74	87	117.6	63



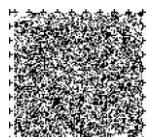
④ 相談支援

図表 相談支援の月平均実績値（利用者数）

項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値
身体障がいのある人	計画相談支援(人)	51	1	2.0	105	6	5.7	180
	地域移行支援(人)	1	0	0.0	1	0	0.0	1
	地域定着支援(人)	0	0	-	0	0	-	0
知的障がいのある人	計画相談支援(人)	39	2	5.1	80	13	16.3	139
	地域移行支援(人)	4	0	0.0	4	0	0.0	4
	地域定着支援(人)	0	0	-	0	0	-	0
精神障がいのある人	計画相談支援(人)	20	0	0.0	41	5	12.2	72
	地域移行支援(人)	5	0	0.0	5	0	0.0	5
	地域定着支援(人)	3	0	0.0	3	0	0.0	3
合計	計画相談支援(人)	131	3	2.3	270	24	8.9	468
	地域移行支援(人)	10	0	0.0	10	0	0.0	10
	地域定着支援(人)	3	0	0.0	3	0	0.0	3

図表 相談支援（児童）の月平均実績値（利用者数）

項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値
障がいのある児童	計画相談支援(人)	21	0	0.0	44	1	2.3	77



(2) 地域生活支援事業の利用実績

地域生活支援事業について計画値に対する実績値をみると、平成25年度には、「地域活動支援センター事業」や、知的障がいのある人を除く「移動支援事業」の利用者数などの実績値はほぼ計画値どおりとなっています。また、「日帰り短期入所」の利用者数の実績値は計画値を大幅に上回っています。

① 成年後見制度利用支援事業

図表 成年後見制度利用支援事業の年間実績値

項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値
成年後見制度利用支援事業(人)		1	0	0.0	2	1	50.0	2

② コミュニケーション支援事業

図表 手話通訳者等派遣事業の年間実績値

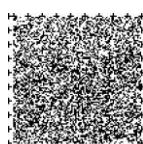
項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値
手話通訳者派遣事業(人)		130	158	121.5	140	32	22.9	150
要約筆記通訳者派遣事業(人)		30	3	10.0	40	2	5.0	50

③ 日常生活用具給付等事業

図表 日常生活用具給付等事業の年間実績値

項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値
介護訓練支援用具(件)		30	23	76.7	31	13	41.9	32
自立生活支援用具(件)		108	52	48.1	111	77	69.4	114
在宅療養等支援用具(件)		46	38	82.6	47	55	117.0	49
情報・意思疎通支援用具(件)		65	54	83.1	67	41	61.2	69
排泄管理支援用具(件)		1,164	5,828	500.7	1,199	5,872	489.7	1,234
住宅改修費(件)		9	11	122.2	9	8	88.9	9

※排泄管理支援用具（ストーマ装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具）の実績値については、1月分を1件とカウントする



④ 移動支援事業

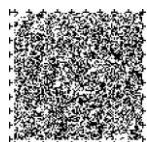
図表 移動支援事業の年間実績値

項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値
身体障がいのある人	利用時間数(時間)	43,143	45,136	104.6	44,508	42,286	95.0	45,734
	利用者数(人)	225	225	100.0	232	224	96.6	238
	1人あたり時間(時間)	191.7	200.6	104.6	191.8	188.8	98.4	192.2
知的障がいのある人	利用時間数(時間)	34,766	30,282	87.1	36,156	36,381	100.6	37,603
	利用者数(人)	278	178	64.0	289	194	67.1	301
	1人あたり時間(時間)	125.1	170.1	136.0	125.1	187.5	149.9	124.9
精神障がいのある人	利用時間数(時間)	2,604	1,961	75.3	2,748	3,319	120.8	2,899
	利用者数(人)	27	22	81.5	29	31	106.9	30
	1人あたり時間(時間)	96.4	89.1	92.4	94.8	107.1	113.0	96.6
障がいのある児童	利用時間数(時間)	8,552	7,085	82.8	8,894	5,880	66.1	9,250
	利用者数(人)	73	70	95.9	76	76	100.0	79
	1人あたり時間(時間)	117.2	101.2	86.3	117.0	77.4	66.2	117
合計	利用時間数(時間)	89,065	84,464	94.8	92,306	87,866	95.2	95,486
	利用者数(人)	603	495	82.1	626	525	83.9	648
	1人あたり時間(時間)	147.7	170.6	115.5	147.5	167.4	113.5	147.4

⑤ 地域活動支援センター事業

図表 地域活動支援センター事業の実績値

項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値
基礎的事業	設置か所数(か所)	1	1	100.0	1	1	100.0	1
	利用者数(人)	90	96	106.7	100	100	100.0	100
機能強化事業	地域活動支援センターI型	設置か所数(か所)	1	1	100.0	1	1	100.0
	I型	利用者数(人)	90	96	106.7	100	100	100
	地域活動支援センターII型	設置か所数(か所)	0	0	-	0	0	0
	II型	利用者数(人)	0	0	-	0	0	0
III型	地域活動支援センターIII型	設置か所数(か所)	0	0	-	0	0	0
	III型	利用者数(人)	0	0	-	0	0	0



⑥ 日中一時支援事業

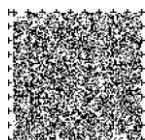
図表 日中一時支援事業・障がい児タイムケアの年間実績値

項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値
障がい児タイムケア	利用者数(実人数)(人)	101	123	121.8	-	7	-	-
	利用時間数(時間)	12,120	8,951	73.9	-	265	-	-

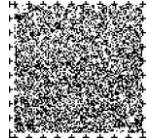
※平成25年度の実績値は、放課後等デイサービスへの移行が平成25年5月1日指定となった事業所が一部存在したので、1か月分の実績があったため

図表 日中一時支援事業・日帰り短期入所の年間実績値

項目	年度	平成24年度			平成25年度			平成26年度
		計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値
日帰り短期入所	利用者数(実人数)(人)	12	27	225.0	14	51	364.3	15
	利用時間数(時間)	580	541	93.3	677	784	115.8	725



3 アンケート調査からみた課題やニーズの整理



(1) 調査の概要

第4期障がい福祉計画策定や施策推進の基礎資料とするため、障がい者、障がい児、及び難病患者を対象に、障がい福祉サービス等の利用実態や、福祉に関する意識・意向などを把握することを目的として、郵送配布・郵送回収により、福祉に関するアンケート調査を実施しました。

障がい者、障がい児、難病患者いずれも調査の設問は同一です。また、調査票の回収状況等は以下のとおりです。

○ 障がい児・障がい者調査

調査対象者：障がい児・障がい者

配布数：1,444件

内訳：障がい者：886件（※平成26年6月19日時点の障がい者手帳等所持者から無作為抽出）

　　障がい児：558件（全数調査）

有効回答数：591件

有効回答率：40.9%

調査期間：平成26年7月14日～平成26年8月29日

※3障がい別に、適切な対象者数を無作為抽出して調査票を配布しました。調査の集計にあたっては、年齢や、手帳所持の有無など障がいの状況を問う設問への回答によって、障がい児・障がい者や、3障がいを区分しているので、それぞれの配布数に対する有効回答数は算出できません。たとえば、身体障がいの対象者として調査票を配布した人であっても、身体障がい者手帳と療育手帳を所持していると回答した場合には、身体障がい者と知的障がい者の両方に区分されています。

○ 難病患者調査

調査対象者：難病患者

配布数：200件（特定疾患医療受給者から無作為抽出）

有効回答数：88件（※）

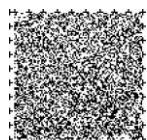
有効回答率：44.0%

調査期間：平成26年8月5日～平成26年8月29日

※調査の集計にあたっては、障がい児・障がい者を対象とする調査において、難病の認定を受けていると回答した人を難病患者に含めているので、難病患者の母数が、難病患者を対象とする調査の有効回答数を上回っています。

○ 集計方法

- ・集計は百分率（%）により、集計結果は小数第2位を四捨五入した値を表記しています。そのため、設問の各選択肢の回答構成比の合計が、100.0%にならない場合があります。
- ・集計区分ごとの集計母数は「(N=***)」と表記しています。
- ・「その他」及び「無回答」は、原則として個別に断ることなく分析の対象から除外しています。



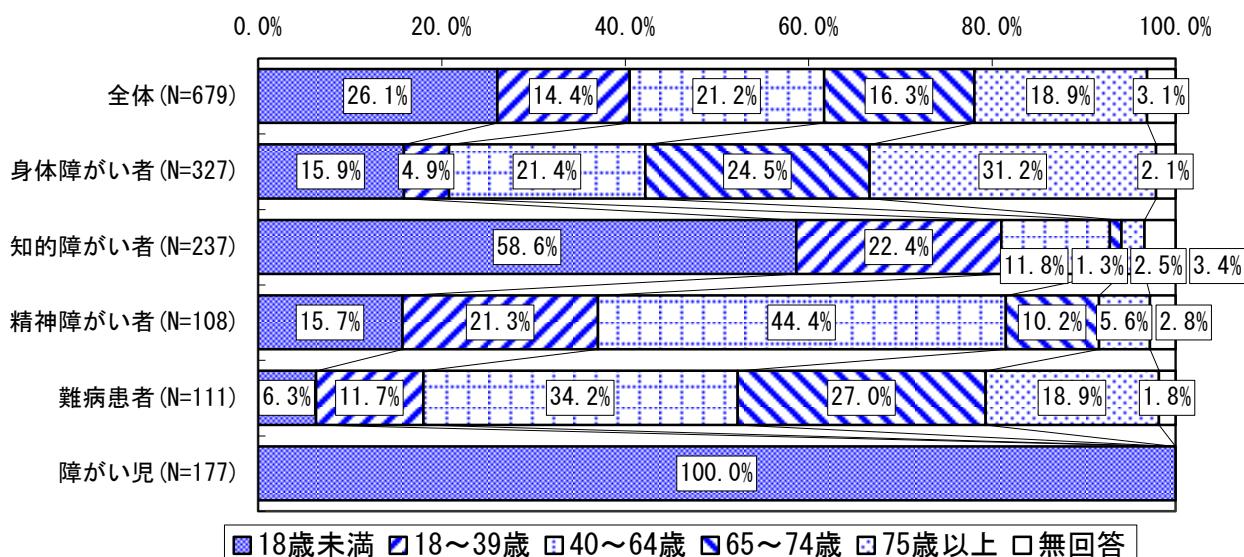
(2) 調査結果の概要

① 回答者の属性

○ 年齢

年齢についてみると、知的障がい者では、18歳未満が約6割と多くなっています。精神障がい者と難病患者では、40～64歳がそれぞれ4割台、3割台と多くなっています。身体障がい者では、75歳以上が約3割と多くなっています。

図表 年齢

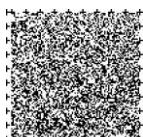


○ 一緒に暮らしている人

一緒に暮らしている人についてみると、障がい児と知的障がい者では、父母・祖父母・兄弟がそれぞれ9割台、8割台と多くなっています。精神障がい者でも、父母・祖父母・兄弟が4割台で、次いで配偶者が2割台となっています。難病患者と身体障がい者では、配偶者がそれぞれ6割台、約4割と多くなっています。また、一人で暮らしている人の割合は精神障がい者で18.5%、身体障がい者で13.1%と、他の調査対象者に比べて多くなっています。

図表 同居家族（複数回答）

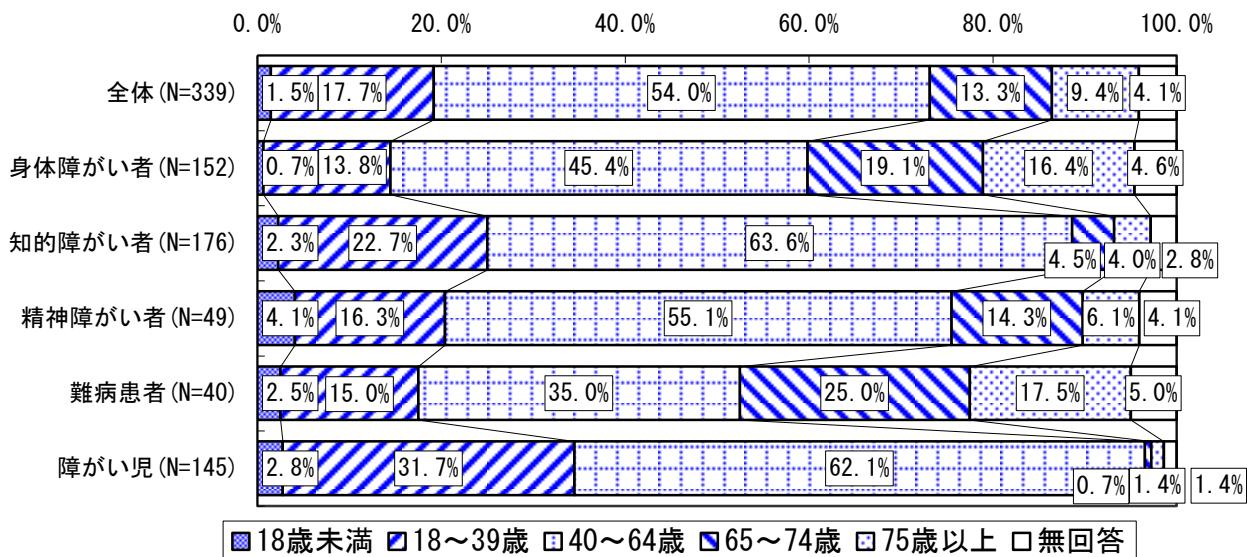
	全体 N=679	身体 N=327	知的 N=237	精神 N=108	難病 N=111	障がい児 N=177
一人で暮らしている	9.3%	13.1%	1.7%	18.5%	5.4%	0.0%
父母・祖父母・兄弟	43.0%	26.3%	84.0%	44.4%	20.7%	97.7%
配偶者（夫または妻）	32.4%	41.0%	6.8%	23.1%	63.1%	2.3%
子ども	22.1%	26.3%	5.5%	17.6%	39.6%	2.3%
グループホームによる共同生活	2.5%	0.3%	5.9%	1.9%	0.0%	0.6%
福祉施設で共同生活	3.8%	4.6%	3.0%	4.6%	0.9%	0.6%
病院に入院している	2.7%	4.6%	0.0%	2.8%	1.8%	1.1%
その他	1.8%	2.4%	0.4%	0.9%	2.7%	0.0%
有効回答数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



○ 主な介助者の年齢

主な介助者の年齢をみると、いずれも 40～64 歳が最も多くなっていますが、身体障がい者・難病患者では 65～74 歳、知的障がい者・精神障がい者・障がい児では 18～39 歳が次いで多くなっています。

図表 主な介助者の年齢

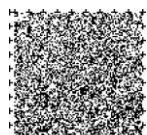


○ 対象者の属性のまとめ

アンケート調査の回答からは、障がい者の年齢については、身体障がい者と難病患者では 65 歳以上の高齢者が多く、精神障がい者では 18～64 歳の人、知的障がい者では 39 歳以下の人人が、それぞれ多い傾向にあり、「第 2 章 障がいのある人を取り巻く現状」における、それぞれの障がいごとの年齢分布と一致しています。このことから、障がい福祉サービス等の整備を進めるにあたっては、たとえば、身体障がい者や難病患者については高齢者の介護、知的障がい者や精神障がい者については、中間世代や若年者の支援など、障がいの特性や年齢によるニーズに対応する必要があります。

障がい者の同居家族については、身体障がい者と難病患者では配偶者と暮らしている人が多い傾向にあります。主な介助者である家族の年齢も、身体障がい者・難病患者では高齢者が多い傾向にあり、高齢の配偶者による、いわゆる老老介護の問題がうかがえます。障がい者本人への支援だけでなく、家族の負担を軽減するような支援の推進が課題となります。

一方、精神障がい者については、一人で暮らしている人が他の障がい者に比べ多い傾向にあり、その暮らしを支えるような仕組みづくりが課題と考えられます。

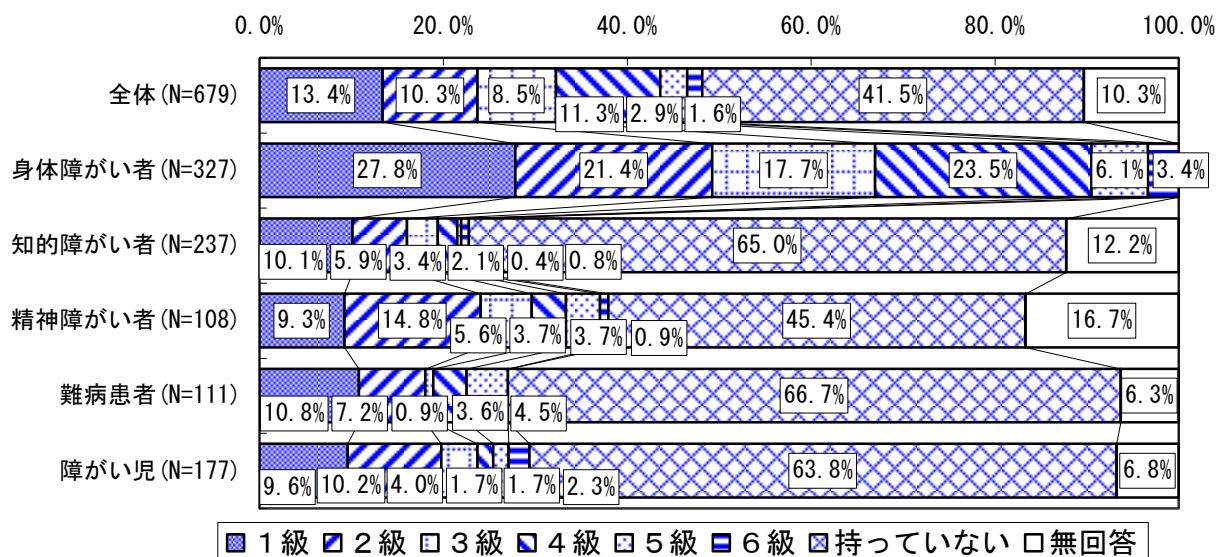


② 障がいの状況

○ 身体障がい者手帳の所持状況

身体障がい者手帳の回答者の所持状況をみると、身体障がい者では1級が27.8%で最も多く、次いで4級が23.5%、2級が21.4%となっています。また、他の障がいのある人の状況をみると、精神障がい者では、身体障がい者手帳も所持している人の割合が約4割と、他の調査対象者に比べて多くなっており、特に2級が14.8%と多くなっています。

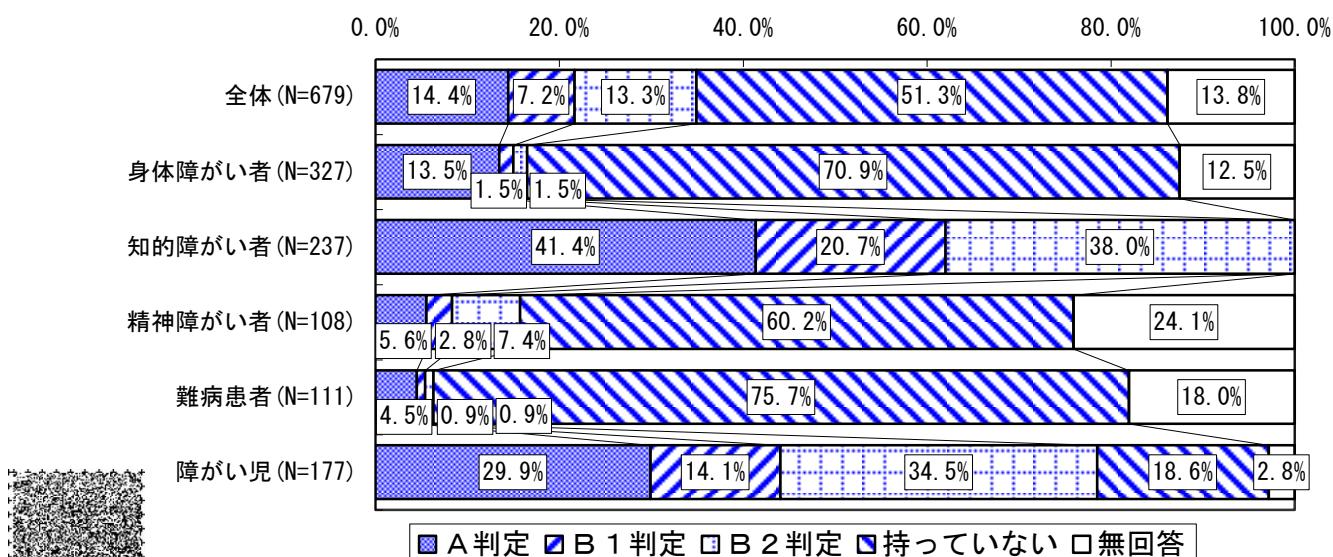
図表 身体障がい者手帳の所持状況



○ 療育手帳の所持状況

療育手帳の回答者の所持状況をみると、知的障がい者ではA判定が41.4%で最も多く、次いでB2判定が38.0%となっています。また、他の障がいのある人の状況をみると、障がい児では、療育手帳を所持している人の割合が約8割と、他の調査対象者に比べて多くなっており、特にB2判定が34.5%と多くなっています。

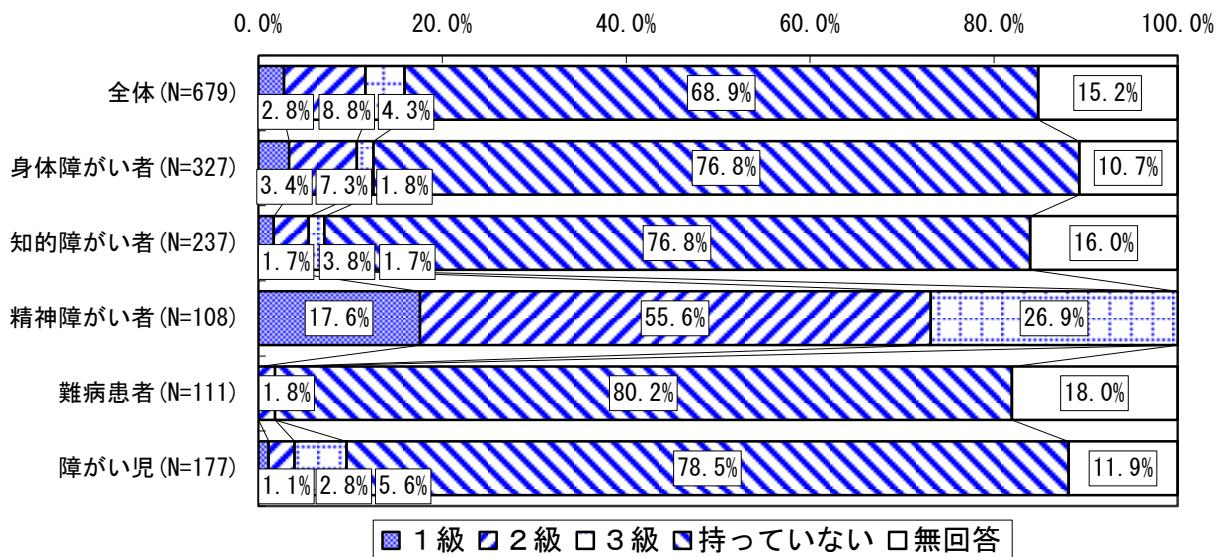
図表 療育手帳の所持状況



○ 精神障がい者保健福祉手帳の所持状況

精神障がい者保健福祉手帳の回答者の所持状況をみると、精神障がい者では2級が55.6%で最も多く、次いで3級が26.9%となっています。また、他の調査対象者では、精神障がい者保健福祉手帳を持っていない人の割合がいずれも8割前後となっています。

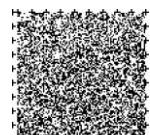
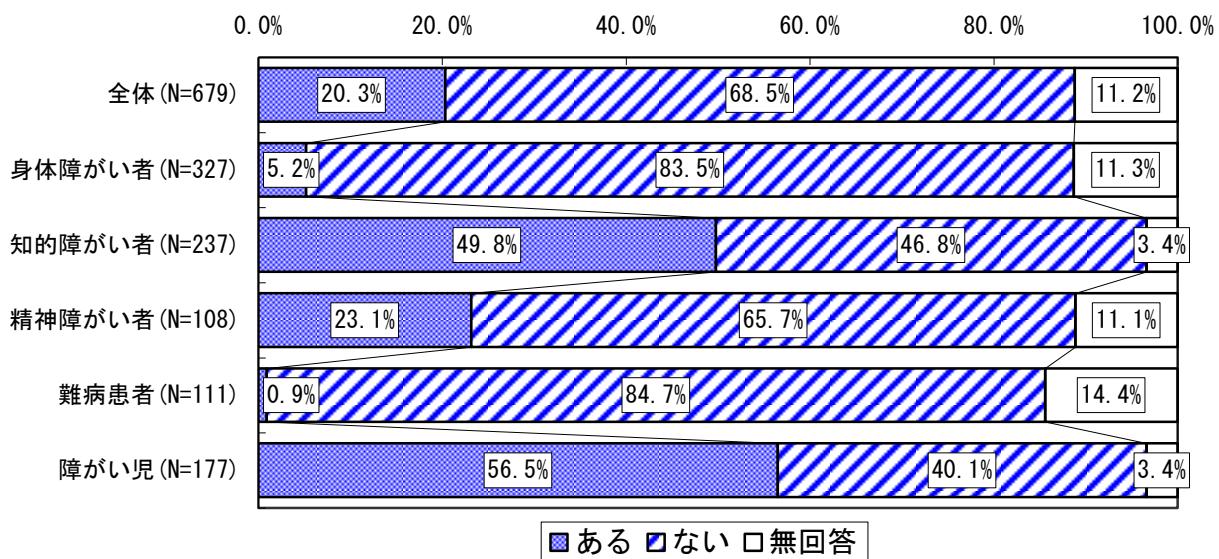
図表 精神障がい者保健福祉手帳の所持状況



○ 発達障がいの診断

発達障がいと診断されたことのある人は、障がい児で56.5%と最も多く、次いで知的障がい者で49.8%、精神障がい者で23.1%となっています。

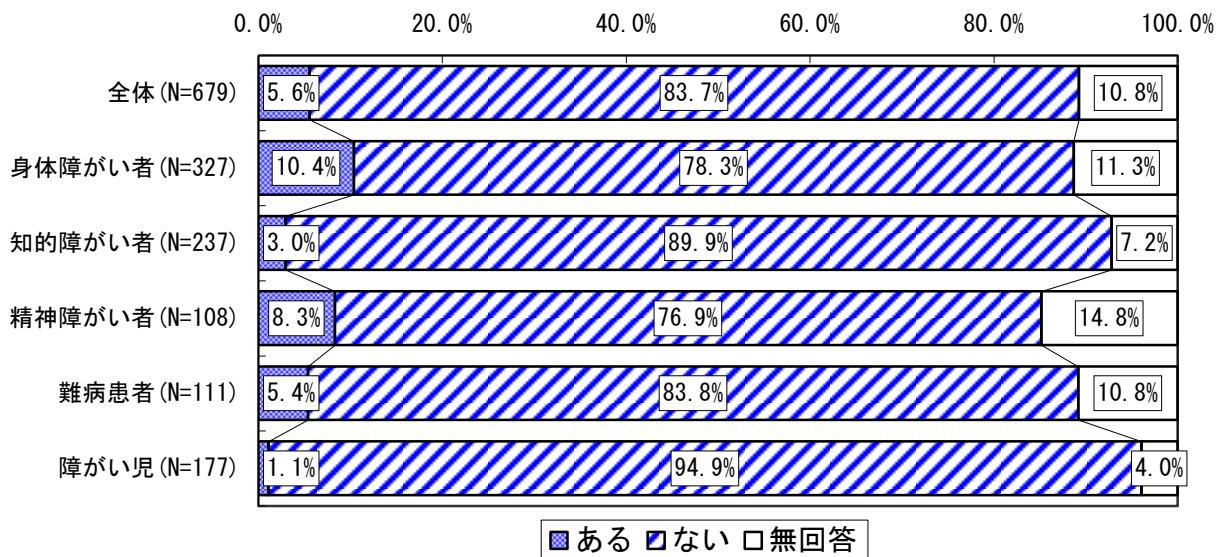
図表 発達障がいの診断



○ 高次脳機能障がいの診断

高次脳機能障がいと診断されたことのある人は、ほとんどの調査対象者で1割未満となっていますが、そのなかでは、身体障がい者で10.4%、精神障がい者で8.3%と、他の調査対象者に比べてやや多くなっています。

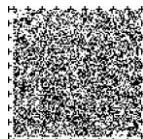
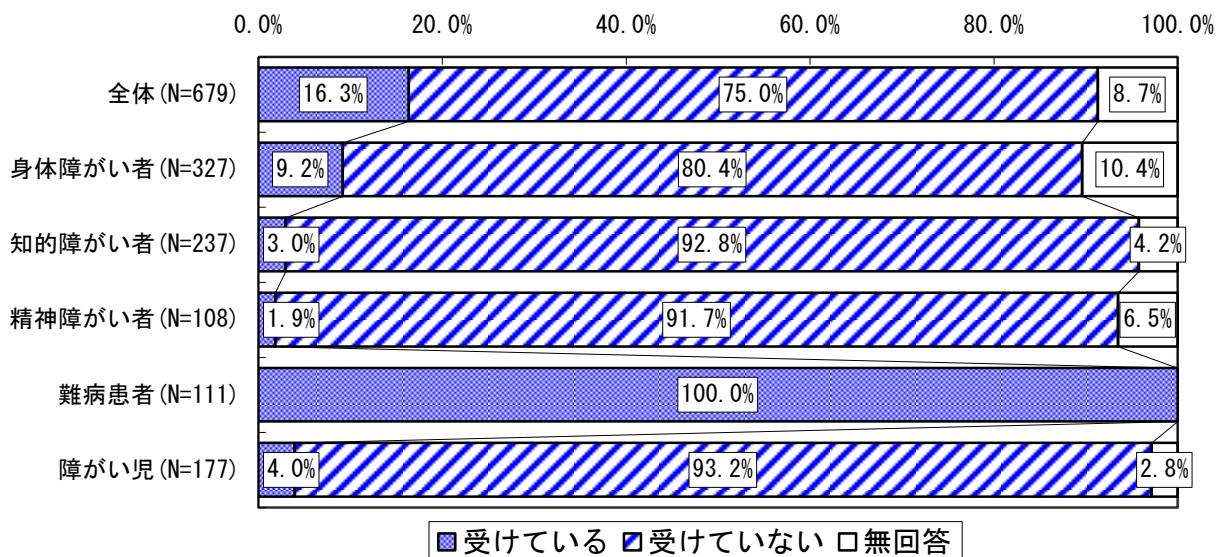
図表 高次脳機能障がいの診断



○ 難病の認定

難病の認定を受けている人は、難病患者を除くすべての調査対象者で1割未満となっていますが、そのなかでは、身体障がい者で9.2%と、他の調査対象者に比べてやや多くなっています。

図表 難病の認定



○ 障がいの状況のまとめ

障がい者手帳等の所持状況については、他の手帳を持っているとともに、身体障がい者手帳も持っている人が多い傾向にあり、身体的な支援のニーズは全般的に高いと考えられます。

発達障がいについては、診断を受けている人が、知的障がい者、障がい児では過半数、精神障がい者でも2割以上となり、発達障がいへの対策が必要と考えられます。

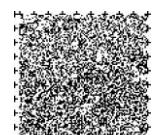
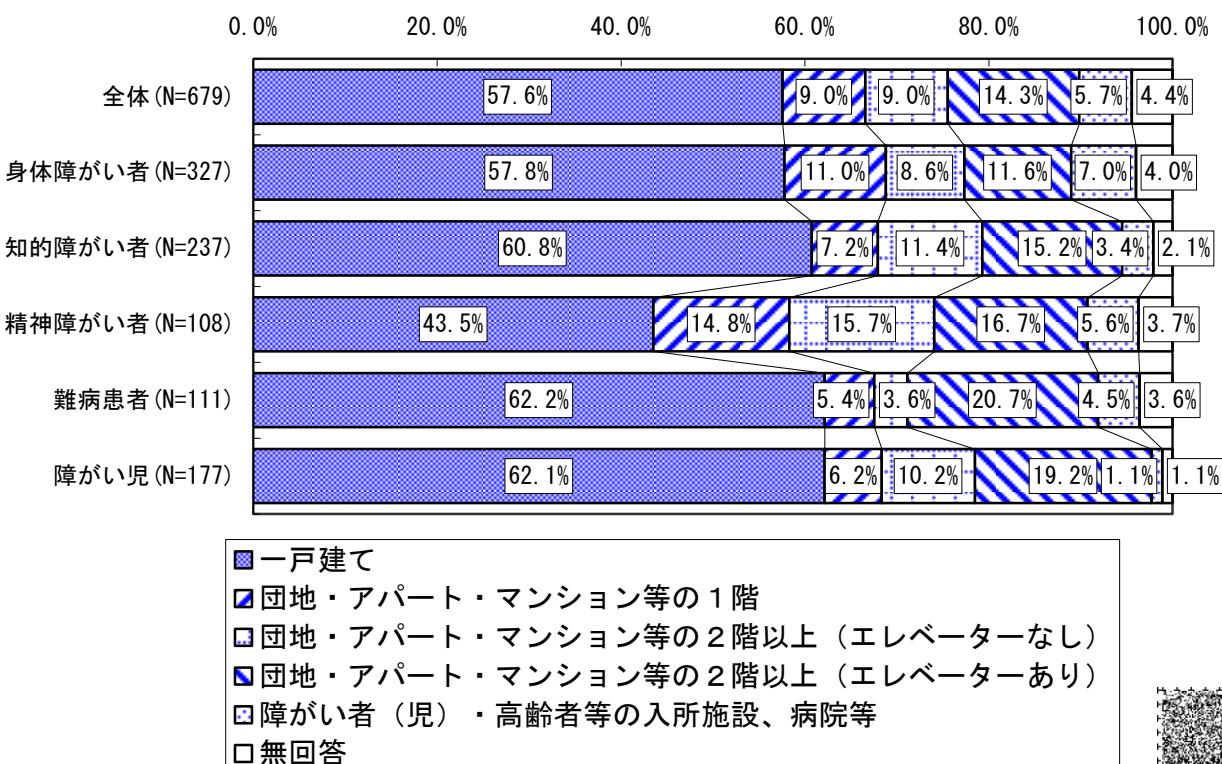
また、高次脳機能障がいの診断や難病の認定についても、回答者全体の中では少ないながらも一定数の人がいることから、発達障がいと同様に、支援の仕組みの構築が必要です。

③ 住まいや暮らし

○ 現在の住まいの環境

現在の住まいの環境についてみると、精神障がい者を除くすべての調査対象者では、一戸建てが約6割と最も多く、次いでエレベーターのある団地・アパート・マンション等の2階以上が約1～2割となっています。精神障がい者では、一戸建てが43.5%と他の調査対象者に比べてやや少なく、エレベーターのない団地・アパート・マンション等の2階以上や、団地・アパート・マンション等の1階に住んでいる人の割合が、他の調査対象者に比べてやや多くなっています。

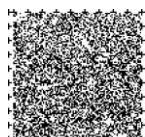
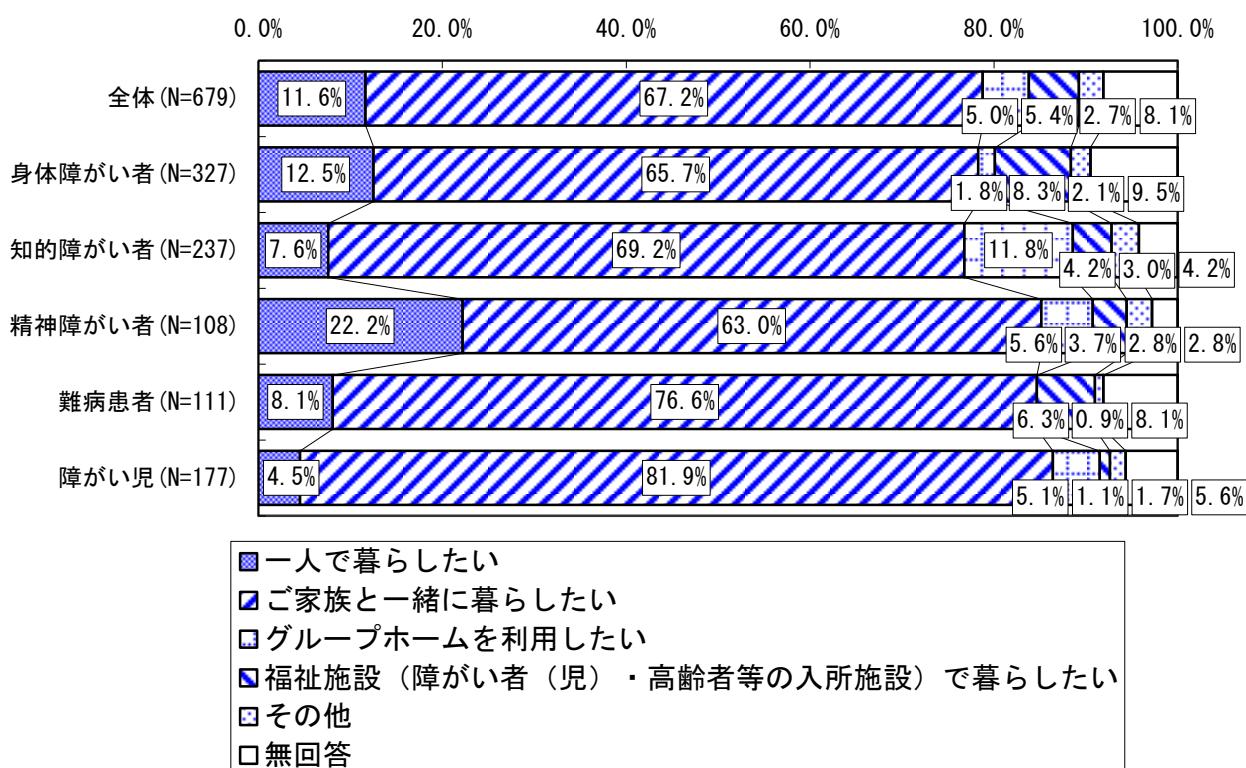
図表 現在の住まいの環境



○ 将来の希望する暮らし方

これからどのように暮らしたいと思うかをみると、障がい児では約8割、難病患者では7割台、身体障がい者と知的障がい者、精神障がい者ではそれぞれ6割台が、家族と一緒に暮らしたいと回答しています。また、精神障がい者では、一人で暮らしたい人の割合が22.2%と、他の調査対象者に比べて多くなっています。知的障がい者では、グループホームで暮らしたい人の割合が11.8%と、他の調査対象者に比べてやや多くなっており、身体障がい者と難病患者では、福祉施設で暮らしたい人の割合がそれぞれ8.3%、6.3%と、他の調査対象者に比べてやや多くなっています。

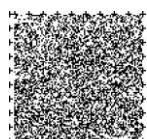
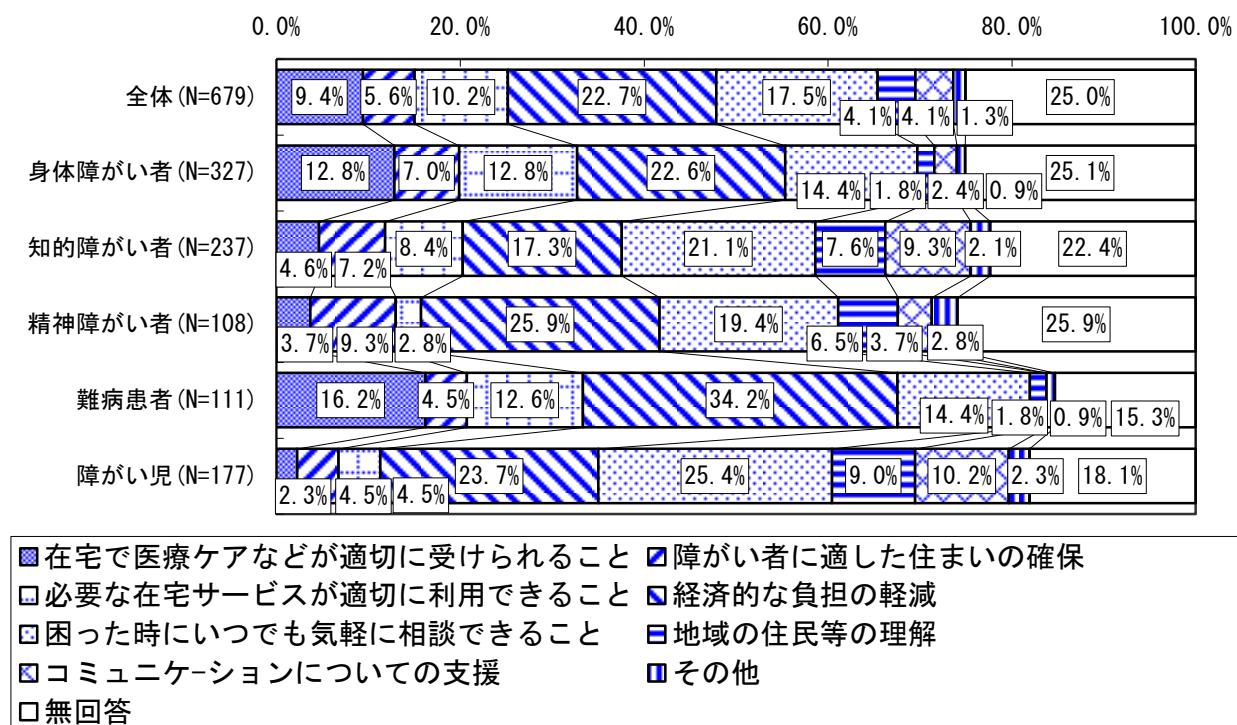
図表 希望する暮らし方



○ 地域で生活するために最も必要だと思うこと

地域で生活するために必要なことのうち最も必要だと思うことをみると、身体障がい者と精神障がい者では、「経済的な負担の軽減」が最も多い、次いで「困った時にいつでも気軽に相談できること」となっています。知的障がい者と障がい児では、「困った時にいつでも気軽に相談できること」が最も多い、次いで「経済的な負担の軽減」となっています。難病患者では、「経済的な負担の軽減」がもっと多く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」となっています。

図表 地域で生活するために必要なこと（最も必要なもの 1 つ）

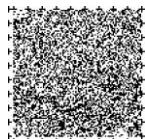


○ 住まいや暮らしのまとめ

現在の住環境については、大部分の人が一戸建てなど個人のライフスタイルを比較的優先しやすい状況で暮らしていますが、一部にはエレベーターのない集合住宅等の高層階など障がいのある人にとっては負担となり得る環境に居住している人がいます。そのため、バリアフリー化された住居等の情報提供や、バリアフリー化の促進への支援が必要と考えられます。

将来の暮らし方の希望については、家族と一緒に暮らしたい人が多い傾向にありますが、たとえば知的障がい者ではグループホームを利用したい人、精神障がい者では一人で暮らしたい人など、多様な暮らし方を希望する人が一定数おられます。個人の意思を尊重する観点からは、希望する暮らしを地域全体で支える仕組みづくりなど、和泉市での地域移行を進めるうえでも課題となります。

また、障がいのある人自身が地域で生活するために必要だと考えていることについては、全体としては、経済的な負担の軽減と、利用しやすい相談体制の整備を考えている人が多い傾向にあり、さらに、身体障がい者と難病患者では、在宅での適切な医療ケアを考えている人が一定数おられます。よって、今後も各種の負担軽減施策の継続や、和泉市障がい者基幹相談支援センターによる相談機能の充実、医療機関との連携等、住み慣れた地域で自立して暮らし続けるための支援や連携が必要です。

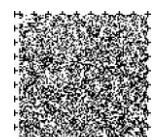
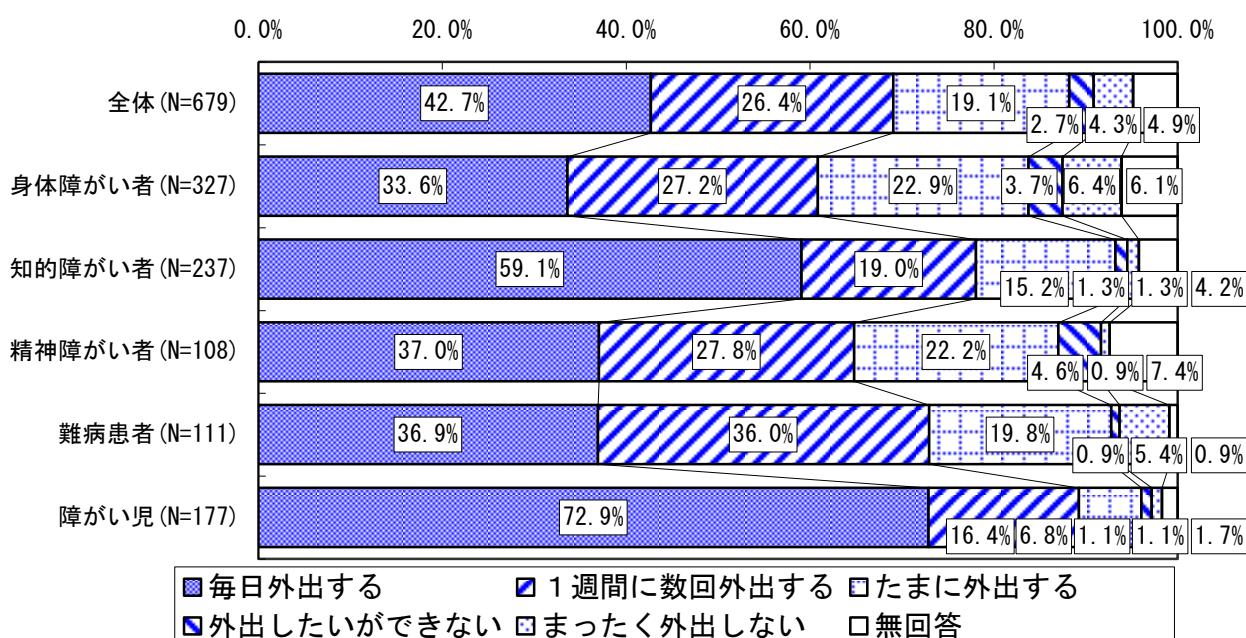


④ 日中活動や就労

○ 外出の頻度

1週間にどの程度外出するかをみると、たまに以上の頻度で外出する人の割合は、知的障がい者と難病患者、障がい児では9割を超えていましたが、身体障がい者と精神障がい者では8割台とやや少なくなっています。そのなかで、毎日外出する人の割合は、障がい児では約7割、知的障がい者では約6割で、身体障がい者と精神障がい者、難病患者では3割台となっています。また、外出したいが出来ない人の割合は、精神障がい者で4.6%、身体障がい者で3.7%と、他の調査対象者に比べてやや多くなっています。

図表 外出頻度

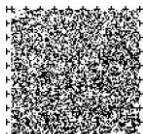
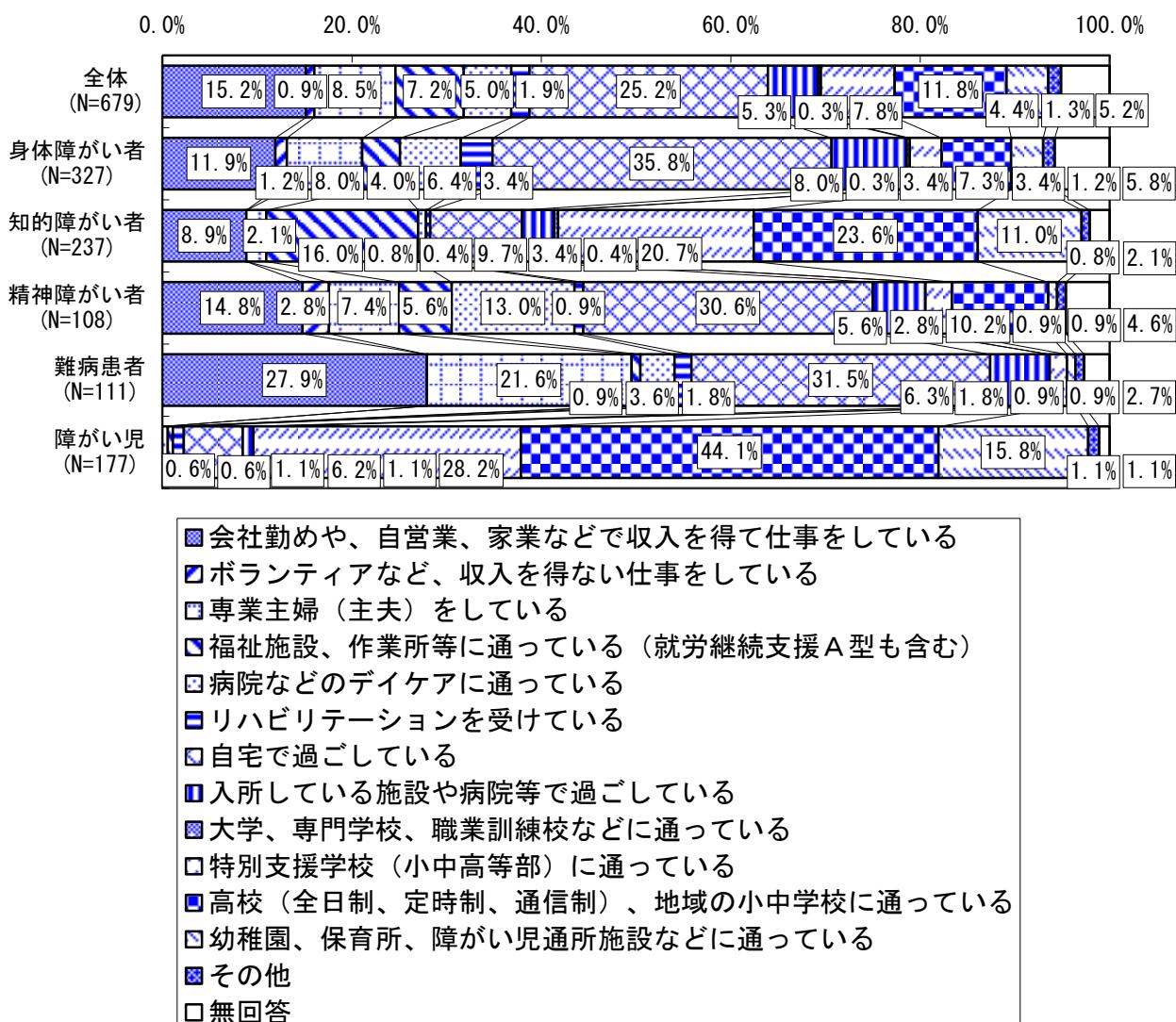


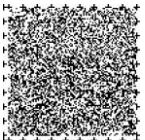
○ 平日の日中の過ごし方

平日の日中を主にどのように過ごしているかをみると、身体障がい者と精神障がい者、難病患者では、「自宅で過ごしている」が最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」となっています。知的障がい者と障がい児では、「高校、地域の小中学校に通っている」が最も多く、次いで「特別支援学校に通っている」となっています。

また、身体障がい者では「入所している施設や病院等で過ごしている」、「リハビリテーションを受けている」が、知的障がい者では「福祉施設、作業所等に通っている」が、精神障がい者では「病院などのデイケアに通っている」、「ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている」が、難病患者では「専業主婦（主夫）をしている」が、それぞれ他の調査対象者に比べてやや多い傾向にあります。

図表 平日日中の過ごし方

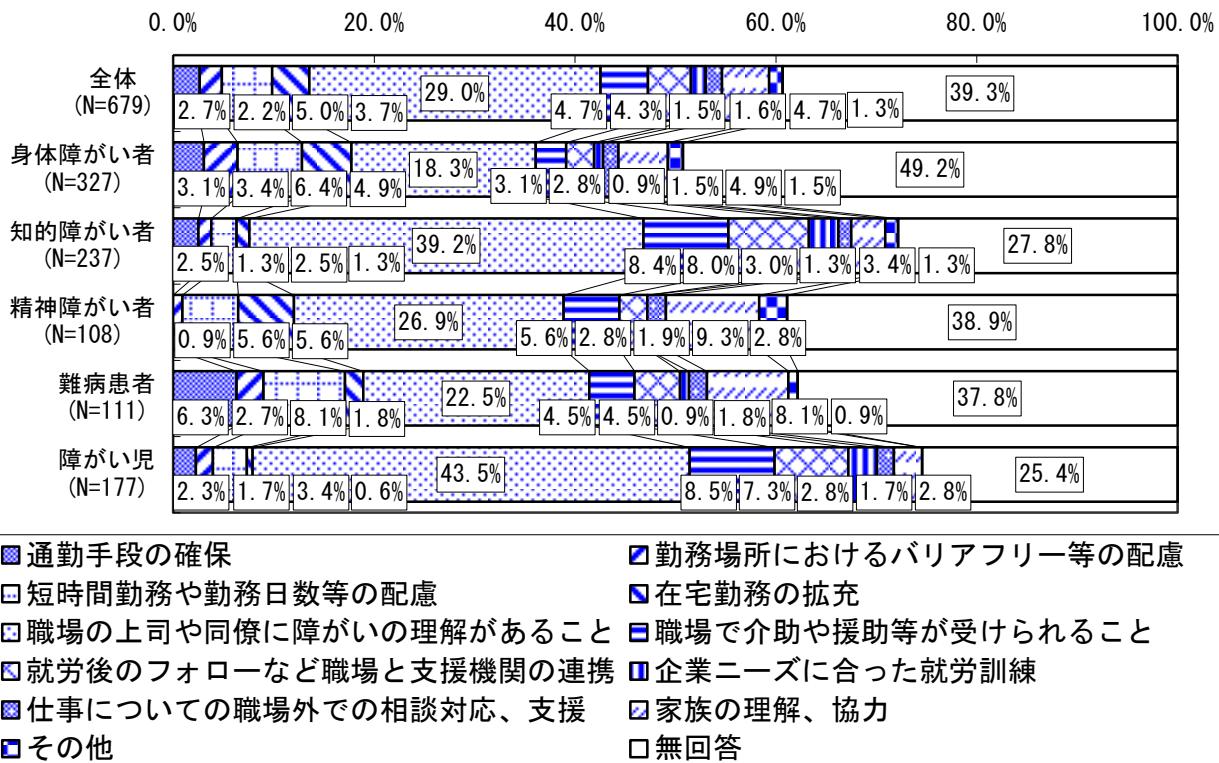




○ 障がい者の就労支援として最も必要だと思うこと

障がい者の就労支援として必要なことのうち最も必要だと思うことをみると、いずれの調査対象者においても、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も多くなっています。また、身体障がい者では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、知的障がい者と障がい児では「職場で介助や援助等が受けられること」、精神障がい者では「家族の理解、協力」、難病患者では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」と「家族の理解、協力」が、それぞれ次いで多くなっています。

図表 必要な障がい者の就労支援（最も必要なもの1つ）

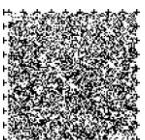


○ 日中活動や就労のまとめ

外出の頻度については、特に身体障がい者と精神障がい者で、他の障がいと比べ、外出しないあるいはできない人がやや多い傾向にあり、閉じこもり対策が課題となります。

平日の日中の過ごし方についても、やはり身体障がい者・精神障がい者・難病患者では自宅で過ごしている人が多い傾向にあり、閉じこもりを防ぐためには、移動支援の利用による社会参加の促進や、地域活動支援センター等を活用した社会参加の場所づくりなどが課題となると考えられます。

また、障がいのある人自身が就労支援として必要だと考えていることについては、全体としては、職場の人たちの理解や、勤務体制への配慮、職場での介助や援助などが最も必要と考えている人が多い傾向にあり、雇用者への働きやすい環境づくりの指導や、社会の意識改革のための啓発などが課題と考えられます。さらに、障がい児では就労後のフォローなど職場と支援機関の連携や企業ニーズに合った就労訓練なども一定数挙げられており、将来の就労を見据えた早期からの取り組みも必要と考えられます。

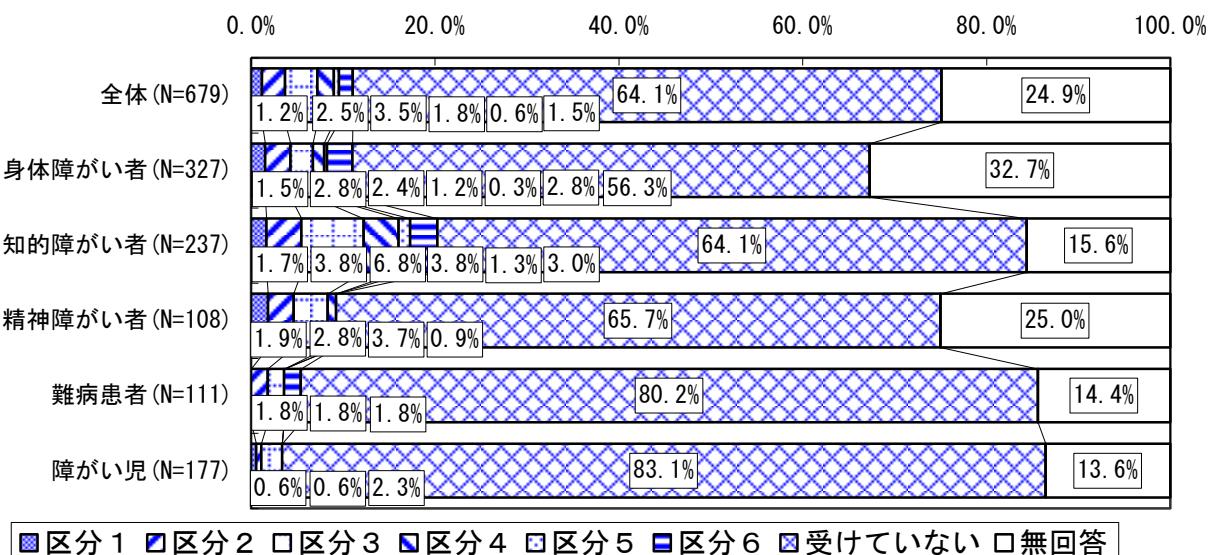


⑤ 障がい福祉サービス等の利用

○ 障がい程度（支援）区分認定の状況

障がい程度（支援）区分の認定を受けているかをみると、難病患者と障がい児では8割台、知的障がい者と精神障がい者では6割台、身体障がい者では5割台が、認定を受けていない状況です。また、認定を受けている人の割合の合計は、知的障がい者では約2割で、他の調査対象者に比べて多くなっています。

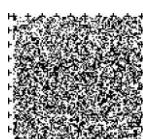
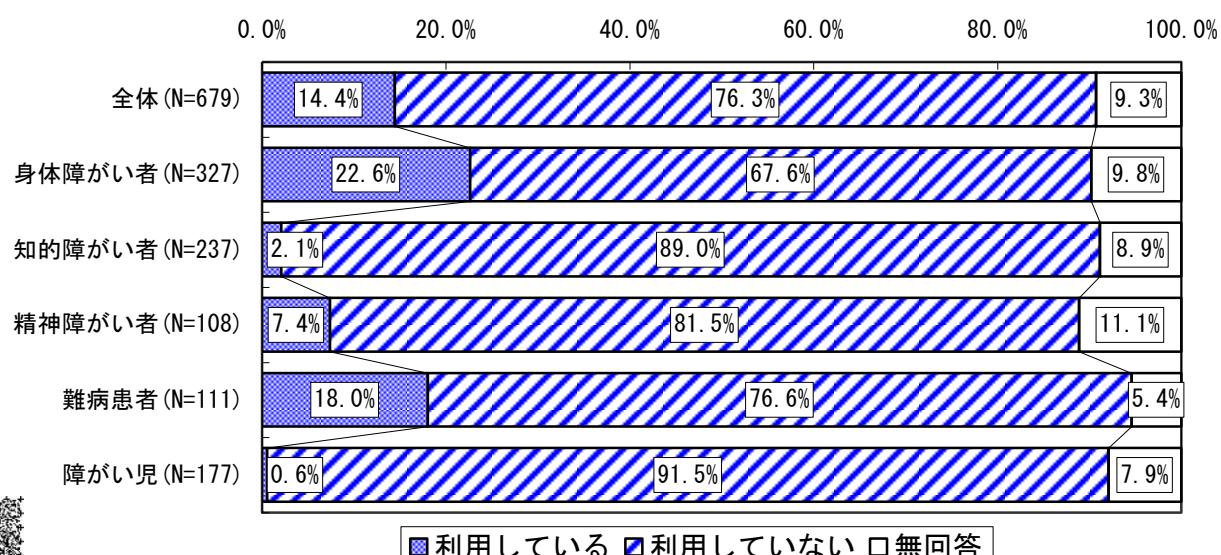
図表 障がい程度（支援）区分認定



○ 介護保険サービスの利用

介護保険によるサービスを利用しているかをみると、利用していない人が全体では7割台となっています。また、利用している人の割合は、身体障がい者と難病患者では2割前後で、他の調査対象者に比べて多くなっています。

図表 介護保険サービスの利用



○ 障がい福祉サービスの利用状況と今後の利用意向

現在利用しているサービスと、今後利用したいサービスについてみると、全体的な傾向としては、現在サービスを利用している人の割合は、障がい児サービスを除いて、ほとんど1割未満で、知的障がい者の行動援護と、難病患者を除く相談支援で1割台となっています。しかし、今後サービスを利用したい人の割合は、現在利用している割合にくらべてかなり多くなっており、潜在的なニーズのあることがうかがえます。

個別の傾向としては、知的障がい者と障がい児で、行動援護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助の利用意向が多くなっています。難病患者では、居宅介護や重度訪問介護、生活介護、療養介護、短期入所、施設入所支援の利用意向が多くなっています。また、療育手帳を持つ障がい児では、放課後等デイサービスの利用意向が、精神障がい者保健福祉手帳を持つ障がい児では、医療型児童発達支援の利用意向が、それぞれ多くなっています。

なお、相談支援については、全体では約5割が利用意向を示しています。

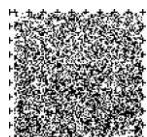
※障がい福祉サービスの利用状況と今後の利用意向の図表については、相談支援を除いて、「現在利用している／今後利用したい」と回答した割合だけを掲載しています。

図表 訪問系サービスを現在利用している人

	全体 N=679	身体 N=327	知的 N=237	精神 N=108	難病 N=111	障がい児 N=177
	5.6%	8.9%	4.6%	4.6%	7.2%	1.7%
居宅介護	2.1%	4.0%	1.7%	1.9%	3.6%	0.6%
重度訪問介護	1.3%	1.8%	1.7%	0.9%	1.8%	0.6%
同行援護	4.7%	2.1%	10.5%	6.5%	0.0%	7.3%
行動援護	1.6%	2.4%	2.1%	1.9%	2.7%	1.7%
重度障がい者等包括支援	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表 訪問系サービスを今後利用したい人

	全体 N=679	身体 N=327	知的 N=237	精神 N=108	難病 N=111	障がい児 N=177
	23.4%	26.9%	19.8%	17.6%	36.0%	16.9%
居宅介護	17.4%	19.3%	15.6%	9.3%	30.6%	14.1%
重度訪問介護	10.8%	12.2%	5.9%	6.5%	19.8%	7.3%
同行援護	22.8%	15.9%	38.4%	19.4%	22.5%	44.1%
重度障がい者等包括支援	14.4%	15.0%	12.7%	9.3%	26.1%	10.7%
有効回答数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



図表 日中活動系サービスを現在利用している人

	全体 N=679	身体 N=327	知的 N=237	精神 N=108	難病 N=111	障がい児 N=177
生活介護	7.5%	9.8%	9.3%	5.6%	5.4%	1.1%
自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）	6.0%	6.7%	8.4%	4.6%	5.4%	6.8%
就労移行支援	2.2%	0.9%	3.8%	2.8%	1.8%	0.6%
就労継続支援（A型、B型）	4.0%	1.5%	6.8%	5.6%	2.7%	0.6%
療養介護	2.7%	3.4%	1.3%	3.7%	3.6%	1.1%
有効回答数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表 日中活動系サービスを今後利用したい人

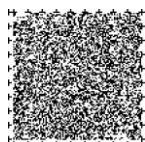
	全体 N=679	身体 N=327	知的 N=237	精神 N=108	難病 N=111	障がい児 N=177
生活介護	21.9%	25.4%	21.5%	13.0%	32.4%	16.9%
自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）	28.6%	23.5%	44.7%	24.1%	25.2%	52.0%
就労移行支援	26.8%	17.7%	44.7%	30.6%	15.3%	54.2%
就労継続支援（A型、B型）	25.0%	17.1%	43.5%	24.1%	15.3%	50.3%
療養介護	17.7%	20.2%	16.5%	11.1%	24.3%	15.3%
有効回答数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表 居住系サービスを現在利用している人

	全体 N=679	身体 N=327	知的 N=237	精神 N=108	難病 N=111	障がい児 N=177
短期入所（ショートステイ）	4.7%	7.3%	6.3%	4.6%	5.4%	2.8%
共同生活援助（グループホーム）	3.1%	0.9%	6.3%	3.7%	0.9%	0.0%
施設入所支援	2.5%	3.7%	3.0%	2.8%	2.7%	1.1%
有効回答数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表 居住系サービスを今後利用したい人

	全体 N=679	身体 N=327	知的 N=237	精神 N=108	難病 N=111	障がい児 N=177
短期入所（ショートステイ）	28.6%	26.6%	36.3%	19.4%	34.2%	37.3%
共同生活援助（グループホーム）	26.2%	17.7%	38.4%	24.1%	29.7%	37.3%
施設入所支援	23.4%	22.3%	30.0%	16.7%	31.5%	29.9%
有効回答数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



図表 相談支援の現在の利用状況

	全体 N=679	身体 N=327	知的 N=237	精神 N=108	難病 N=111	障がい児 N=177
利用している	12.4%	11.3%	18.6%	17.6%	6.3%	12.4%
利用していない	59.5%	54.7%	62.4%	59.3%	63.1%	71.8%
無回答	28.1%	33.9%	19.0%	23.1%	30.6%	15.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表 相談支援の今後の利用意向

	全体 N=679	身体 N=327	知的 N=237	精神 N=108	難病 N=111	障がい児 N=177
利用したい	49.5%	44.3%	64.1%	50.0%	49.5%	65.0%
利用しない	18.0%	15.9%	16.0%	20.4%	23.4%	19.8%
無回答	32.5%	39.8%	19.8%	29.6%	27.0%	15.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表 障がい児サービスを現在利用している人

	全体 N=177	身体 N=52	知的 N=139	精神 N=17	難病 N=7
児童発達支援	14.7%	9.6%	17.3%	11.8%	14.3%
放課後等デイサービス	31.6%	23.1%	36.7%	52.9%	85.7%
保育所等訪問支援	9.0%	11.5%	10.1%	11.8%	57.1%
医療型児童発達支援	10.2%	15.4%	10.1%	23.5%	57.1%
福祉型障がい児入所支援	1.7%	1.9%	2.2%	94.1%	71.4%
医療型障がい児入所支援	1.7%	1.9%	2.2%	94.1%	71.4%
有効回答数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

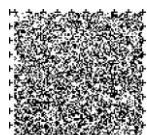
図表 障がい児サービスを今後利用したい人

	全体 N=177	身体 N=52	知的 N=139	精神 N=17	難病 N=7
児童発達支援	48.6%	46.2%	51.1%	58.8%	57.1%
放課後等デイサービス	57.1%	55.8%	61.9%	58.8%	57.1%
保育所等訪問支援	24.9%	36.5%	24.5%	29.4%	42.9%
医療型児童発達支援	37.3%	46.2%	37.4%	64.7%	42.9%
福祉型障がい児入所支援	22.6%	32.7%	23.7%	35.3%	57.1%
医療型障がい児入所支援	20.3%	30.8%	20.9%	23.5%	57.1%
有効回答数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

○ 障がい福祉サービス等の利用のまとめ

現在の障がい福祉サービス等の利用状況については、全体としては、いずれのサービスについても約1割の利用となっています。

将来の障がい福祉サービス等の利用意向については、多くのサービスにおいて現況の数倍以上の利用意向を示す人が多い傾向にあります。今後は、潜在的なニーズが高いことを踏まえて、サービス見込量の推計や確保策の検討に反映していくことが課題となります。たとえば、難病患者の居宅介護や重度訪問介護の利用意向や、知的障がい者の自立訓練や就労支援の利用意向が高いこと、また相談支援についても今後の利用意向が高いことから、これらのサービスの拡充や、相談支援機能の充実が必要であると考えられます。

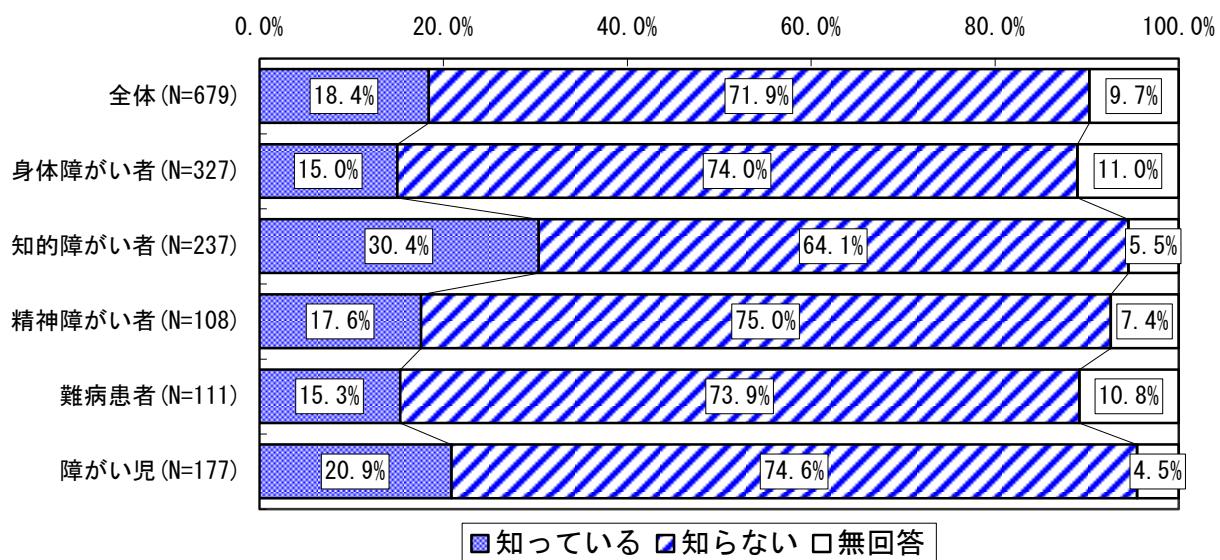


⑥ 相談相手

○ 和泉市障がい者基幹相談支援センターの認知度

和泉市障がい者基幹相談支援センターについて知っているかをみると、全体では約7割の人気が知らないと回答しています。一方、知的障がい者では認知度が約3割で、他の調査対象者にくらべて多くなっています。

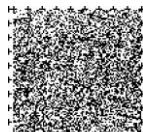
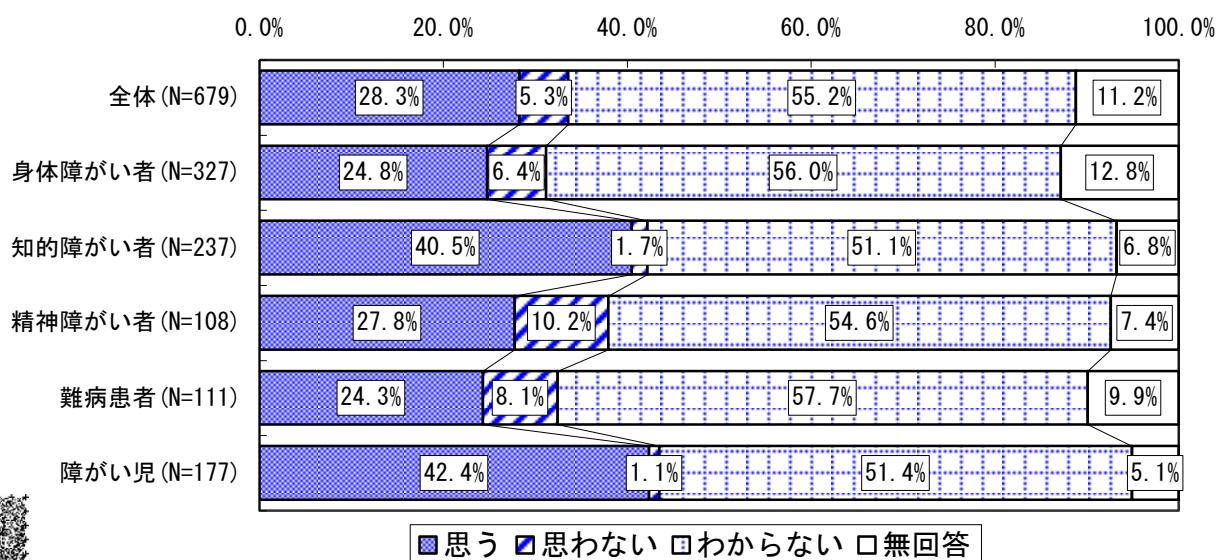
図表 和泉市障がい者基幹相談支援センターの認知度



○ 和泉市障がい者基幹相談支援センターの今後の利用意向

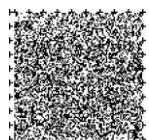
和泉市障がい者基幹相談支援センターを今後利用しようと思うかをみると、全体では約3割、障がい児と知的障がい者では約4割が利用意向を示しています。しかし、全体では5割台の人気がわからないと回答しています。

図表 和泉市障がい者基幹相談支援センターの今後の利用意向



○ 相談相手のまとめ

総合的な相談窓口である、和泉市障がい者基幹相談支援センターについては、認知度が約2～3割、今後の利用意向が約3～4割と、相談相手としての認識がまだ不十分であることがうかがえます。今後は、相談支援を充実させるためにも、和泉市障がい者基幹相談支援センターの事業内容について、一層の周知を図っていく必要があると考えられます。

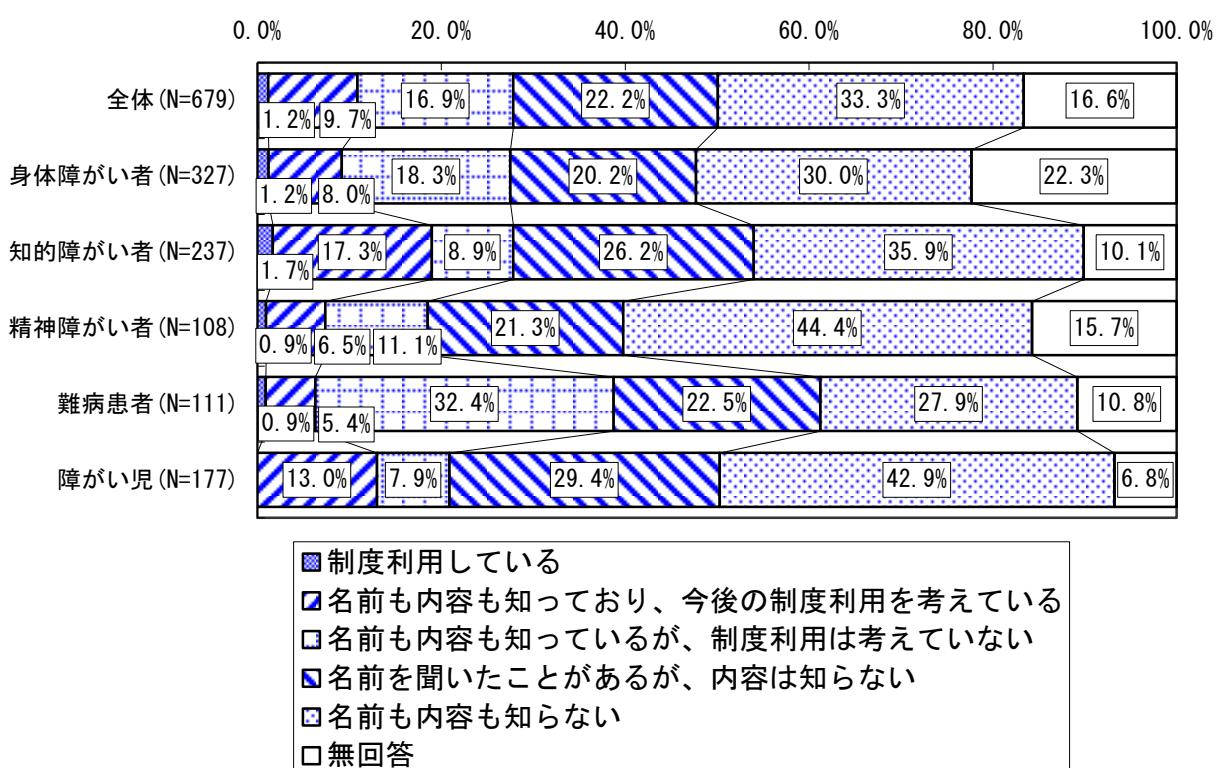


⑦ 権利擁護

○ 成年後見制度の認知度

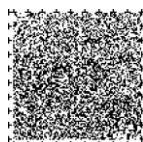
成年後見制度について知っているかをみると、現在制度を利用している人と今後の利用を考えている人の割合の合計は、知的障がい者では約2割と、他の調査対象者に比べて多くなっています。また、制度の内容を知っているが利用を考えていない人の割合は、難病患者では約3割と、他の調査対象者に比べて多くなっています。なお、制度の内容を知らない人の割合の合計は、障がい児では約7割、知的障がい者、精神障がい者では6割台となっています。

図表 成年後見制度の認知度



○ 権利擁護のまとめ

特に知的障がい者や精神障がい者を保護・支援する仕組みである成年後見制度についても、全体としては、内容を知らない人が過半数となっており、自己決定を尊重し、個人の権利を護る観点からも、制度の一層の周知を図る必要があります。

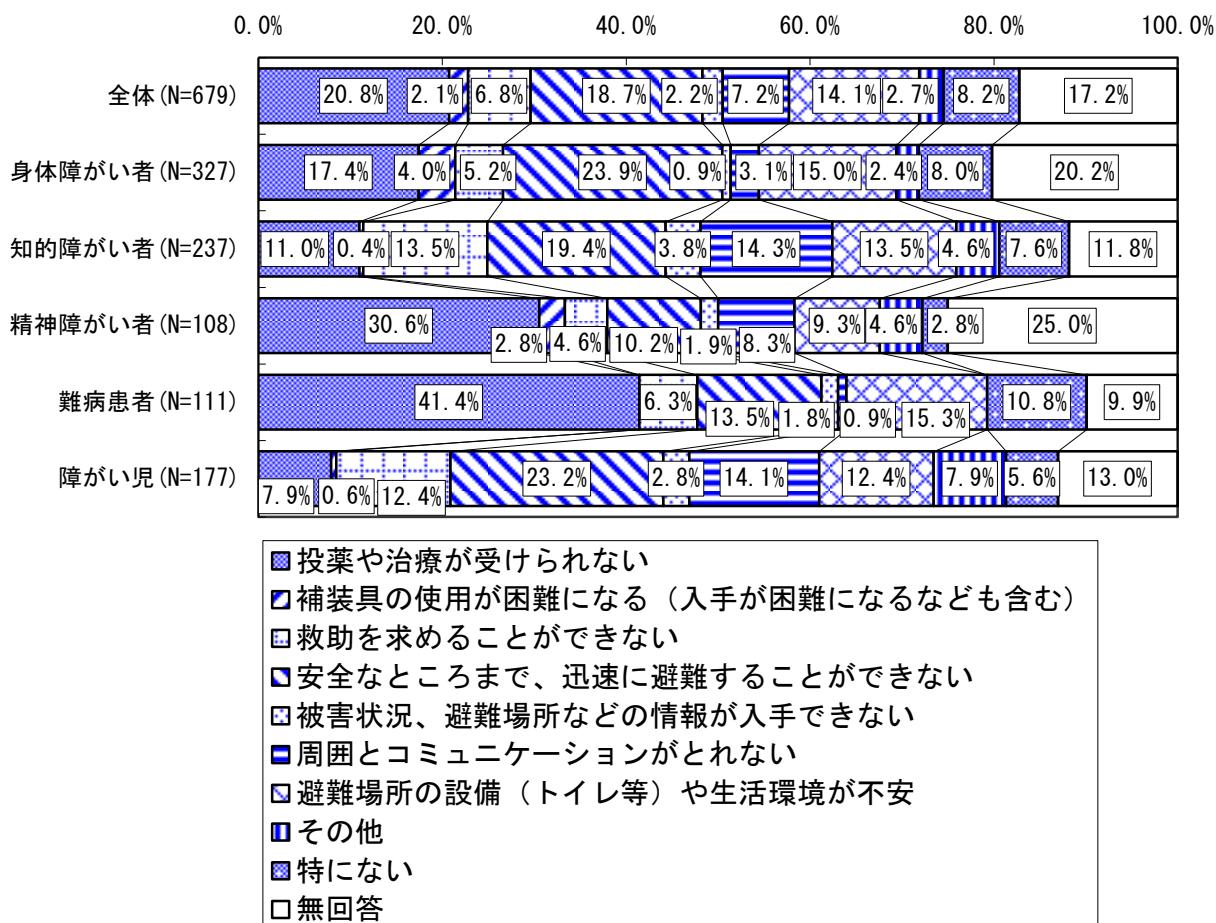


⑧ 災害時の避難等

○ 災害時に最も困ること

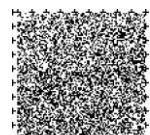
火事や地震等の災害時に困ることのうち最も困ると思うことをみると、精神障がい者と難病患者では、「投薬や治療が受けられない」が最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」となっています。身体障がい者では、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」となっています。知的障がい者と障がい児では、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が最も多く、次いで「周囲とコミュニケーションがとれない」となっています。

図表 災害時に困ること（最も困るもの 1 つ）

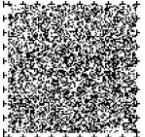


○ 災害時の避難等のまとめ

障がいのある人自身が火事や地震等の災害時に困ることについて、全体としては、迅速に避難できない、投薬や治療が受けられない、といった考えている人が多い傾向にあります。また、知的障がいのある人では、周囲とのコミュニケーションの困難を挙げる人が多くなっています。今後、和泉市での防災対策の整備にあたっては、障がいのある人への医療ケアや、意思疎通の支援手段の確保なども念頭に置いて進めていく必要があると考えられます。



第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

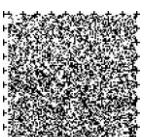
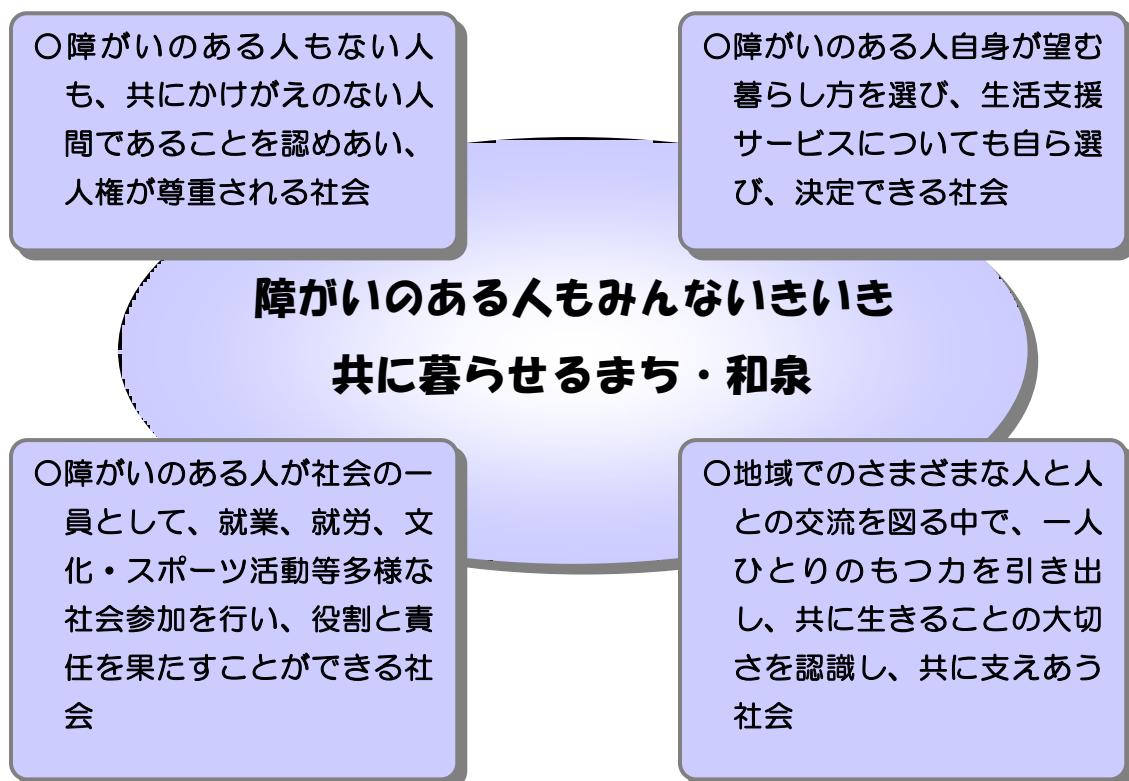
1 計画の基本理念

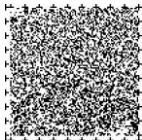
平成18年3月策定の「和泉市第2次障害者計画」においては、「ノーマライゼーションの考え方に基づく社会」づくりを基本に、下の図のような社会をめざしています。

第1期計画、第2期計画及び第3期計画において、基本的に「和泉市第2次障害者計画」の理念を踏まえ、地域で暮らすさまざまな人とのふれあい、支えあい、智恵の出しあいにより、障がいのある人の自立と社会参加を促進し、いきいきと暮らせるように、「自己選択・自己決定の尊重」「サービスの充実」をめざしました。

第4期計画においても、これまでの計画の着実な推進と、国の障がい者施策全般の見直しの動向も見据えたものとし、これまでの基本理念等を踏襲します。

図表 「和泉市第2次障害者計画」のめざす社会





2 計画の基本方針

(1) 第4期計画の重点目標

第4期計画では、国の基本指針や大阪府の方針なども考慮しながら、特に以下のような課題について、重点的に取り組みます。

① 地域移行の推進

障がいのある人も共に暮らせる社会の実現をめざすためには、障がいのある人と社会との間に空間的な距離を置かないことが大切です。現在、福祉施設や精神科病院などに入所・入院しているために地域から離れてしまっている人たちが地域で生活することが出来るように、グループホームの整備など、生活基盤を市内に用意すること、また、「② 地域生活の支援」に示す支援によって、地域で生活できるように努めます。

また一方で、物理的な生活基盤を整備するだけではなく、社会との精神的な距離を縮める必要があります。地域住民の理解を得るための啓発、また、障がい者本人を対象として、退所後のイメージを意識してもらうようにはたらきかけるといった対策に努めます。

生活基盤整備と意識改革の両方を重視し、いわゆる車の両輪のような体制で取り組んでいきます。

② 地域生活の支援

障がいのある人が住み慣れた地域での自立した生活を続けられるように、和泉市障がい者基幹相談支援センターの機能の充実を図り、また、既存のグループホーム等の居住支援機能と、地域の相談支援、地域生活支援等の機能、及び、生活介護や就労サービス等の連携による地域生活支援拠点の面的整備を検討します。

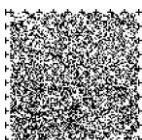
また、地域で安心して暮らすためには、地域における権利擁護の支援体制の充実が必要です。合理的な配慮や障がいのある人の尊厳を保持する地域での共生という観点から、障がい者の人権擁護と虐待防止のための体制を整備します。また、障がい者の自己決定を尊重する考え方に基づき、自己決定に後見等が必要な人に、成年後見制度の利用を促進し、消費者一個人としての保護に努めます。

さらに、地域で安心して暮らすために、災害時の障がいのある人の避難方法等について、平常時から備えておくように啓発に努めます。

③ 多様な就労の機会の提供

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

その際には、特に一般就労だけを重視せずに、本人の意思や特性に応じて、福祉的就労など多様な選択肢を確保するような支援体制の構築に努めます。



④ 相談支援の充実

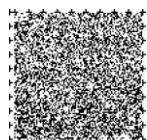
障がいのある人が障がいの種類や程度、年齢、国籍等にかかわらず、サービスの利用について適切な助言等を受けられるよう、和泉市障がい者基幹相談支援センターを中心とし、地域のコミュニティソーシャルワーカー（C S W）等とも連携し、地域に出向いての相談等、身近な地域での相談体制の充実を図ります。また、指定特定相談支援事業所とも連携し、一人ひとりのニーズや状態に応じたサービス等利用計画の作成を行う等、きめ細やかな対応、介護相談及び情報の提供を総合的に実施していきます。

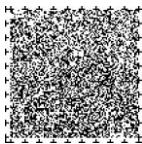
さらに、障がい福祉サービスの体系や内容について、パンフレットをはじめホームページ、出前講座等により周知の徹底を図るとともに、サービス利用や財産管理等に支援が必要な方に、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。

⑤ 障がい児支援の整備

障がいのある児童が、乳幼児期から学校卒業、さらに次のステップまで、一貫した切れ目のない支援を受けられるように、教育や医療、福祉の分野や、サービス事業者等との連携により、包括的な支援体制の構築をめざします。

また、すべての子どもの育ちを支援するという考え方に基づき、障がいのある児童とない児童とが可能な限り共に健やかに成長できるような、教育環境等の充実を図ります。





(2) 和泉市の基本視点

第4期計画では、主として、障がい福祉サービス等の必要量を見込み、確保方策を定めますが、それとは別に、権利擁護や支援の質の向上といった、成果を具体的な数値で示すことの難しい重要な課題についても、第2次障害者計画の方針に沿って、対策を立て、取り組んでいきます。

主な課題と施策としては、以下のように、障がいのある人の人権尊重とサービス利用環境の整備を図ります。

① 人権の尊重

障がいのある人が住み慣れた地域で差別や偏見を受けることなく、安心して生活できるよう、ノーマライゼーションの理念の実現をめざし、家庭・地域・学校・事業所・関係機関や地域団体等が一体となって心のバリアフリー社会づくりを進めます。

そのため、福祉施設や当事者団体等と連携を図り、地域住民や地域団体に対する障がいについての理解を深めるための啓発や研修等を進めます。

② 虐待の防止

障害者虐待防止法に基づいた虐待の防止や早期発見等を行うため、福祉施設や関係団体との連携を図ります。また、「和泉市障がい者虐待防止・対応マニュアル」を策定し、障がい者虐待の禁止や虐待を発見したときの通報義務等の周知、啓発を図ります。

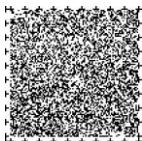
③ 公正・公平な認定調査・支援の必要度の判定

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るように、サービス支給決定に向けて、障がい支援区分と勘案事項等を把握するための認定調査等を適切に実施します。

また、障がい支援区分等、認定調査等の結果に基づき、公平・公正な立場で、かつ専門的な観点から支援の必要度を判定するため、「和泉市障がい支援区分認定審査会」の適切な運用を図ります。

④ 総合的なケマネジメント体制の充実

相談支援事業を実施する相談支援事業所において、障がいの種類や程度等に応じて、一人ひとりに合ったサービス利用計画の作成支援を実施するとともに、福祉サービスの利用援助を行います。



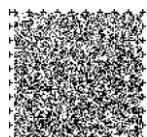
⑤ サービスの確保と従事者の資質の向上

大阪府やサービス提供事業者、圏域市町等との連携の基に、必要な障がい福祉サービスの確保に努めるとともに、本市で実施する地域生活支援事業について、利用者のニーズ等を踏まえ、柔軟なサービスを公平に提供する制度設計に努めます。

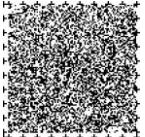
また、重度障がいのある人等にもきめ細かく対応できるよう、サービス提供者の資質の向上を図るため、人権教育をはじめ知識・技術の向上のための研修や情報の提供に努めます。

⑥ 経済的負担の軽減

アンケートにおける「地域で生活するために最も必要と思うこと（31ページ）」で最も多くの回答のあった、経済的負担の軽減については、サービス利用者である障がいのある人やその家族の経済的負担の軽減を図り、必要なサービスを安心して利用できるよう、引き続き国の負担軽減措置に基づく措置を実施します。



第4章 サービス見込量と確保のための方策



第4章 サービス見込量と確保の方策

1 成果目標を設定する施策

第4期計画では、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、平成29年度を目標年度として、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」、そして「就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の増加」について、成果目標を設定します。

（1）施設入所者の地域生活への移行

○ 国の基本指針

- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行。
- ・施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減。

① 地域生活移行者の目標数

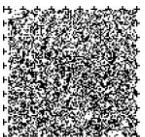
地域移行者の設定にあたっては、国基準に沿った目標設定とし、平成25年度末時点における施設入所者数（79人）のうち、12%以上である10人を地域移行の対象とします。

② 施設入所者の削減数

施設入所者数の設定にあたっては、国基準に沿った目標設定とし、平成25年度末時点における施設入所者数（79人）のうち、4%以上である4人を削減見込みとして、平成26年度の施設入所予定者数を75人として目標値を設定します。

図表 施設入所者の地域生活への移行の目標

項目	数値目標	備考
現在の入所者数(A)	79	平成25年度末時点
目標年度の入所者数(B)	75	平成29年度末時点
【目標値】地域移行者数(A×0.12)	10	平成29年度末時点までの移行者数
【目標値】入所者の削減数(A-B)	4	平成29年度末時点までの削減数



(2) 障がい者の地域生活の支援

○ 国の基本指針

- ・障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備。

① 障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等

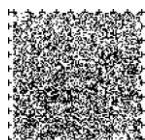
地域での暮らしの安心感を担保し、一人暮らしなどの支援を進めるための機能を確保するため、既存のグループホーム等の居住支援機能と、地域の相談支援、地域生活支援等の機能、及び、生活介護や就労サービス等の連携による地域生活支援拠点の面的整備を検討します。

○ 数値目標達成に向けた取り組み

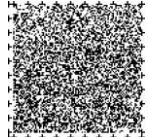
平成29年度末までに、和泉市の地域生活支援拠点等として、和泉市障がい者施策推進協議会等の検討の場を活用し、どのようなニーズに対応するか等について検討し、整備します。

図表 地域生活支援拠点等の整備の目標

項目	数値目標	備考
現在の地域生活支援拠点数	- 箇所	平成25年度末時点
【目標値】地域生活支援拠点数	1 箇所	平成29年度末時点



(3) 福祉施設から一般就労への移行



○ 国及び大阪府の基本指針

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の1.5倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加。
- ・就労移行支援事業所のうち就労移行率が、3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の目標数

一般就労へ移行する人とは、一般に企業等に就職した人（就労継続支援A型及び福祉工場の利用者となった人を除く）、在宅就労した人、自ら起業した人をいいます。

福祉施設から一般就労に移行した人については、第4期計画では、これまでの実績を踏まえたうえで、国・府の指針に基づき、一般就労移行者を30人と設定します。

② 就労移行支援事業の利用者の目標数

就労移行支援事業の利用者数については、第4期計画では、これまでの実績を踏まえたうえで、国・府の指針に基づき、利用者を63人と設定します。

③ 事業所ごとの就労移行率の目標値

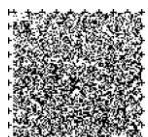
事業所ごとの就労移行率については、第4期計画では、これまでの実績を踏まえたうえで、国・府の指針に基づき、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざす目標値を設定します。

○ 数値目標達成に向けた取り組み

和泉市障がい者地域自立支援協議会（以下、自立支援協議会という。）の中で、就労に特化した部会（若しくは、ワーキンググループ）を創設し、課題等を検討し、目標達成に向けて取り組みます。

図表 福祉施設から一般就労への移行の目標

項目	数値目標	備考
現在の移行者数	12	平成24年度末時点
現在の就労移行支援事業の利用者数	39	平成25年度末時点
【目標値】一般就労への移行者数	30	平成29年度末時点
【目標値】就労移行支援事業の利用者数	63	平成29年度末時点
【目標値】就労移行率3割以上の事業所の割合	5割以上	平成29年度末時点



(4) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の増額

① 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の増額

国の基本指針において、就労継続支援（B型）の利用者数及び見込み量の設定にあたっては、平均の工賃額についても目標水準の設定が望ましいとされています。

本市では、大阪府の数値目標に基づき、平成25年実績額に34.2%の増額をめざします。

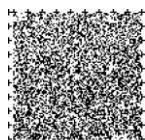
○ 数値目標達成に向けた取り組み

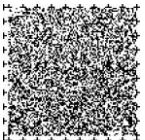
障害者優先調達推進法に基づき、和泉市では「和泉市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という）」を定めています。この「調達方針」に基づき、物品等の調達に努めます。

また、事業者が「大阪府工賃向上計画」に積極的に参加できるよう情報提供に努めます。

図表 就労継続支援（B型）事業所における平均工賃（賃金）月額の目標

項目	数値目標	備考
現在の平均工賃（賃金）月額（A）	8,490円	平成25年度の実績値
【目標値】目標年度の平均工賃（賃金）月額（B）	11,394円	平成29年度の目標値
増加額（A）－（B）＝（C）	2,904円	





2 活動指標を設定する施策 (障がい福祉サービス等の見込み及び見込量の確保策)

各種サービスの見込量については、以下のとおりの考え方ですが、アンケート調査における潜在的なニーズも考慮し、進捗状況の分析を行い、目標量の設定の変更も検討します。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、介護給付として「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障がい者等包括支援」の5つのサービスがあります。

① 居宅介護

○ 居宅介護の内容

障がい者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

○ 居宅介護の目標量設定の考え方

1：身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童それぞれについて、平成23・24・25年度及び平成26年4月～9月分の実績を基に、「1人あたり月平均利用時間数」、利用者数及び利用量の伸び率を算出します。

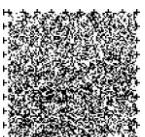
2：平成23・24・25年度及び平成26年4月～9月分のサービスの実績から月平均利用者数を算出し、その利用者数に以下の新規利用者の数を加え、各年度の利用者数を見込みます。

【新規利用者数：府立入所施設からの地域移行者、民間入所施設からの地域移行者、新規手帳所持者の推計による利用者、過去の利用実績の伸び率】

3：利用見込者数に設定した1人あたり月平均利用時間数を乗じて、平成27年度以降の1か月あたりの利用時間数を見込みます。また、精神障がいのある人については、地域移行に伴う利用を加味しています。

4：身体障がい者及び障がい児については、平成23年度からの実績が利用時間数・利用者数ともに減少傾向ですが、手帳所持者が増加傾向であることを考慮し、微増で見込んでいます。

※目標量設定の考え方1～3については、他の4つの訪問系サービスにおいても同様に見込んでいます。



図表 訪問系サービス・居宅介護の月平均見込量

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	利用時間数	時間	6,794	6,862	6,930
	利用者数	人	193	195	197
	1人あたり時間数	時間	35.2	35.2	35.2
知的障がいのある人	利用時間数	時間	730	770	812
	利用者数	人	63	67	71
	1人あたり時間数	時間	11.6	11.5	11.4
精神障がいのある人	利用時間数	時間	910	1,091	1,309
	利用者数	人	90	103	119
	1人あたり時間数	時間	10.1	10.6	11.0
障がいのある児童	利用時間数	時間	180	182	183
	利用者数	人	11	11	11
	1人あたり時間数	時間	16.4	16.5	16.6
合計	利用時間数	時間	8,614	8,905	9,234
	利用者数	人	357	376	398

② 重度訪問介護

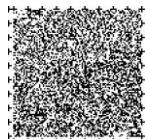
○ 重度訪問介護の内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

○ 重度訪問介護の目標量設定の考え方

1～3：居宅介護の目標設定の考え方1～3と同様（55ページ参照）。

4：知的障がい者及び精神障がい者の利用実績はありませんが、平成26年4月法改正により対象者が拡大されたことから、一定数の利用を見込んでいます。



図表 訪問系サービス・重度訪問介護の月平均見込量

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	利用時間数	時間	3,068	3,218	3,375
	利用者数	人	16	18	20
	1人あたり時間数	時間	191.8	178.8	168.8
知的障がいのある人	利用時間数	時間	192	192	384
	利用者数	人	1	1	2
	1人あたり時間数	時間	192.0	192.0	192.0
精神障がいのある人	利用時間数	時間	192	192	384
	利用者数	人	1	1	2
	1人あたり時間数	時間	192.0	192.0	192.0
合計	利用時間数	時間	3,452	3,602	4,143
	利用者数	人	18	20	24

③ 同行援護

○ 同行援護の内容

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行う。

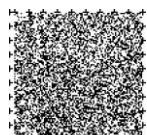
○ 同行援護の目標量設定の考え方

1～3：居宅介護の目標設定の考え方1～3と同様（55ページ参照）。

4：平成23年10月から開始されたサービスであるため、平成24年度以降の実績により見込んでいます。

図表 訪問系サービス・同行援護の月平均見込量

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	利用時間数	時間	2,200	2,316	2,391
	利用者数	人	50	51	51
	1人あたり時間数	時間	44.0	45.4	46.9
障がいのある児童	利用時間数	時間	44	45	94
	利用者数	人	1	1	2
	1人あたり時間数	時間	44.0	45.0	47.0
合計	利用時間数	時間	2,244	2,361	2,485
	利用者数	人	51	52	53



④ 行動援護

○ 行動援護の内容

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。

○ 行動援護の目標量設定の考え方

1～3：居宅介護の目標設定の考え方1～3と同様（55ページ参照）。

図表 訪問系サービス・行動援護の月平均見込量

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知的障 がいの ある人	利用時間数	時間	24	24	36
	利用者数	人	2	2	3
	1人あたり時間数	時間	12.0	12.0	12.0
精神障 がいの ある人	利用時間数	時間	0	0	0
	利用者数	人	0	0	0
	1人あたり時間数	時間	0	0	0
障がい のある 児童	利用時間数	時間	0	0	0
	利用者数	人	0	0	0
	1人あたり時間数	時間	0	0	0
合計	利用時間数	時間	24	24	36
	利用者数	人	2	2	3

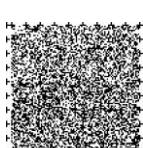
⑤ 重度障がい者等包括支援

○ 重度障がい者等包括支援の内容

常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。

○ 行動援護の目標量設定の考え方

1～3：居宅介護の目標設定の考え方1～3と同様（55ページ参照）。



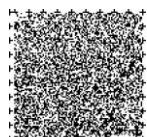
図表 訪問系サービス・重度障がい者等包括支援の月平均見込量

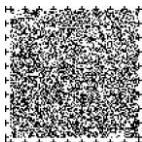
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障 がいの ある人	利用時間数	時間	0	0	192
	利用者数	人	0	0	1
	1人あたり時間数	時間	0	0	192.0
知的障 がいの ある人	利用時間数	時間	0	0	192
	利用者数	人	0	0	1
	1人あたり時間数	時間	0	0	192.0
精神障 がいの ある人	利用時間数	時間	0	0	192
	利用者数	人	0	0	1
	1人あたり時間数	時間	0	0	192.0
障がい のある 児童	利用時間数	時間	0	0	192
	利用者数	人	0	0	1
	1人あたり時間数	時間	0	0	192.0
合計	利用時間数	時間	0	0	768
	利用者数	人	0	0	4

○ 訪問系サービスの見込量の確保策

平成 26 年 11 月現在、本市における訪問系サービス事業所の大坂府の指定状況は、居宅介護が 60 事業所、重度訪問介護が 58 事業所、同行援護が 31 事業所となっています。

今後、精神障がいのある人や重度障がいのある人に対するサービス実施主体の確保充実を図るため、大阪府、和泉市社会福祉協議会、事業者等と連携を図り、これらの事業所の職員等に対して、講座・講習等受講勧奨、情報提供等を行い、人材の確保やより質の高いサービス提供に努めます。





(2) 日中活動系サービス

施設やグループホーム等に入所・居住している人も、日中は入所している施設やその他の場所で、訓練や就労支援等、希望するサービスを受けます。介護給付として「生活介護」「療養介護」、訓練等給付として「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」のサービスがあります。

① 短期入所

○ 短期入所の内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

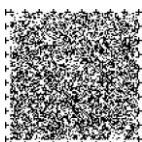
○ 短期入所の目標量設定の考え方

1：身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童それぞれについて、平成 23・24・25 年度及び平成 26 年 4 月～9 月分のサービスの実績を基に、「1 人あたり月平均利用日数」、利用者数及び利用量の伸び率を算出します。

2：平成 23・24・25 年度及び平成 26 年 4 月～9 月分のサービスの実績から月平均利用者数を算出し、その利用者数に以下の新規利用者の数を加え、各年度の利用者数を見込みます。

【新規利用者数：新規手帳所持者の推計による利用者、過去の利用実績の伸び率】

3：利用見込者数に設定した 1 人あたり月平均利用日数を乗じて、平成 27 年度以降の 1 か月あたりの利用日数を見込みます。



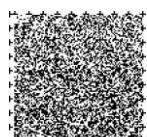
図表 日中活動系サービス・短期入所の月平均見込量

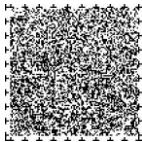
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	利用日数	人日分	167	177	187
	利用者数	人	30	31	32
	1人あたり日数	日	5.6	5.7	5.8
知的障がいのある人	利用日数	人日分	333	404	490
	利用者数	人	63	76	90
	1人あたり日数	日	5.3	5.3	5.4
精神障がいのある人	利用日数	人日分	2	2	2
	利用者数	人	1	1	1
	1人あたり日数	日	2.0	2.0	2.0
障がいのある児童	利用日数	人日分	61	103	174
	利用者数	人	12	18	26
	1人あたり日数	日	5.1	5.7	6.7
合計	利用日数	人日分	563	686	853
	利用者数	人	106	126	149

② 生活介護

○ 生活介護の内容

障がい者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創意的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助をする障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創意的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。





○ 生活介護の目標量設定の考え方

【現在の利用者】

(ア) 現在のサービス利用者

→平成 23・24・25 年度及び平成 26 年 4 月～9 月分のサービスの実績から「一人当たり月平均利用日数」を算出するなど、サービスの利用状況を分析

【新規利用者】

(イ) 府立入所施設からの地域移行者

(ウ) 民間入所施設からの地域移行者

(エ) 支援学校からの新規卒業者

(オ) 新規手帳所持者の推計による利用者

〈年度ごとの見込量算出の考え方〉

(ア) に (イ) から (オ) に掲げるそれぞれの新規利用者を、サービスの利用見込者数に加え、一人当たり月平均利用見込日数を乗じて見込量を算出

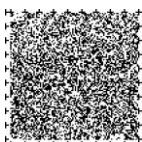
平成 29 年度の目標（平成 25 年度末時点の施設入所者の地域移行 12% 以上等）を視野に入れ、見込量を算出

（現在の利用者 + 今後の利用見込実人数）×（一人当たり月平均利用見込日数）により積算

※目標量設定の考え方については、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援においても同様に見込んでいます。

図表 日中活動系サービス・生活介護の月平均見込量

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	利用日数	人日分	1,916	2,024	2,137
	利用者数	人	106	111	116
	1人あたり日数	日	18.1	18.2	18.4
知的障がいのある人	利用日数	人日分	3,660	3,834	4,018
	利用者数	人	183	190	197
	1人あたり日数	日	20.0	20.2	20.4
精神障がいのある人	利用日数	人日分	72	95	95
	利用者数	人	4	5	5
	1人あたり日数	日	18.0	19.0	19.0
合計	利用日数	人日分	5,648	5,953	6,250
	利用者数	人	293	306	318



③ 自立訓練

○ 自立訓練の内容

自立訓練（機能訓練）

身体障がい者又は難病等対象者につき、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいを有する障がい者につき、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

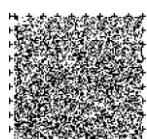
○ 自立訓練の目標量設定の考え方

生活介護の目標設定の考え方と同様（62 ページ参照）。

図表　日中活動系サービス・自立訓練（機能・生活訓練）の月平均見込量

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障 がいの ある人	利用日数	人日分	44	66	88
	利用者数	人	2	3	4
	1人あたり日数	日	22.0	22.0	22.0
知的障 がいの ある人	利用日数	人日分	154	168	182
	利用者数	人	11	12	13
	1人あたり日数	日	14.0	14.0	14.0
精神障 がいの ある人	利用日数	人日分	63	70	77
	利用者数	人	9	10	11
	1人あたり日数	日	7.0	7.0	7.0
合計	利用日数	人日分	261	304	347
	利用者数	人	22	25	28

※身体障がいのある人は機能訓練、知的障がいのある人・精神障がいのある人は生活訓練



④ 就労移行支援

○ 就労移行支援の内容

就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

○ 就労移行支援の目標量設定の考え方

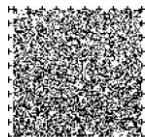
生活介護の目標設定の考え方と同様（62 ページ参照）。

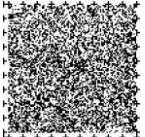
【補足】

平成 29 年度末までに目標値である 63 人（身体障がい者については 6 人、知的障がい者については 33 人、精神障がい者については 24 人）を達成に向けて平均的に増加として見込んでいます。

図表 日中活動系サービス・就労移行支援の月平均見込量

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障 がいの ある人	利用日数	人日分	64	80	96
	利用者数	人	4	5	6
	1人あたり日数	日	16.0	16.0	16.0
知的障 がいの ある人	利用日数	人日分	520	580	660
	利用者数	人	26	29	33
	1人あたり日数	日	20.0	20.0	20.0
精神障 がいの ある人	利用日数	人日分	195	263	356
	利用者数	人	13	18	24
	1人あたり日数	日	15.0	14.6	14.8
合計	利用日数	人日分	779	923	1,112
	利用者数	人	43	52	63





⑤ 就労継続支援

○ 就労継続支援の内容

就労継続支援 A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

就労継続支援 B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかつた者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

○ 就労継続支援の目標量設定の考え方

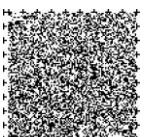
生活介護の目標設定の考え方と同様（62 ページ参照）。

【補足】

就労継続支援A型事業所は、平成26年11月時点で和泉市内に2か所ありますが、新規参入が少なく、利用者数・利用日数ともに大幅には伸びないと考えられます。したがって、倍数的な伸び方ではなく加算的な伸び方をすると考えられるので、過去の実績から平均を算出し、数値を見込んでいます。

図表 日中活動系サービス・就労継続支援（A型）の月平均見込量

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障 がいの ある人	利用日数	人日分	120	160	200
	利用者数	人	6	8	10
	1人あたり日数	日	20.0	20.0	20.0
知的障 がいの ある人	利用日数	人日分	399	483	567
	利用者数	人	19	23	27
	1人あたり日数	日	21.0	21.0	21.0
精神障 がいの ある人	利用日数	人日分	133	171	209
	利用者数	人	7	9	11
	1人あたり日数	日	19.0	19.0	19.0
合計	利用日数	人日分	652	814	976
	利用者数	人	32	40	48



図表 日中活動系サービス・就労継続支援（B型）の月平均見込量

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	利用日数	人日分	670	719	773
	利用者数	人	39	42	44
	1人あたり日数	日	17.2	17.1	17.6
知的障がいのある人	利用日数	人日分	4,283	4,906	5,618
	利用者数	人	219	247	278
	1人あたり日数	日	19.6	19.9	20.9
精神障がいのある人	利用日数	人日分	1,252	1,503	1,805
	利用者数	人	72	79	88
	1人あたり日数	日	17.4	19.0	20.5
合計	利用日数	人日分	6,205	7,128	8,396
	利用者数	人	330	368	410

⑥ 療養介護

○療養介護の内容

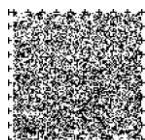
病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

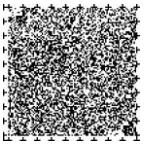
○ 療養介護の目標量設定の考え方

本市では、平成26年9月末時点の療養介護の利用者数が8人となっています。現在の療養介護施設（旧重症心身障がい児施設等）の待機状況を踏まえ、これまでの実績の8人に加え、利用者を算定しています。

図表 日中活動系サービス・療養介護の月平均見込量（利用者数）

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	人	8	8	9





○ 日中活動系サービスの見込量の確保策

本市における日中活動系サービスの指定状況は、平成26年11月現在、生活介護が14事業所、短期入所は9事業所となっています。また、自立訓練（生活訓練）が3事業所、宿泊型自立訓練が1事業所、就労移行支援が7事業所、就労継続支援A型が2事業所、就労継続支援B型が14事業所となっています。

障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、また家族等の介護負担の軽減を図るために、市内外の社会福祉法人やNPO法人、障がい者団体等と連携しながら、これまでの入所や通所施設における日中活動系サービスの提供の充実に努めます。特に、日中活動系のサービスの一部は、利用期限が定められているものもあり、切れ目なく他のサービスが利用できるような体制の構築を進めます。

また、就労に関しては、大阪府、泉大津公共職業安定所、泉州北障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、就労移行支援事業者、企業等との連携を強化します。

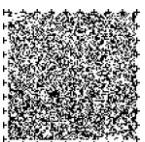
また、障がい者雇用の確保・充実を図るため、行政等における障がい者雇用率の遵守と障がい者の計画的な雇用に努めます。

○ 【参考】泉州北障害者就業・生活支援センター

障がい保健福祉圏域3市1町（和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町）に在住で、障がいのある人の「働くこと」を支援し、職業生活を「就業面」と「生活面」から一体的にサポートする機関です。

【参考】図表 障がいのある人の市役所（市長部局）の雇用状況

	単位	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
職員数	人	963	970	996	992	970
除外職員を除く職員数	人	654	664	805	798	772
雇用障がい者数	人	22	22	26	26	22
雇用率	%	3.36	3.31	3.23	3.26	2.85



(3) 居住系サービス

① 居住系サービスの種類と内容

介護給付

施設入所支援

その施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

訓練等給付

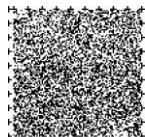
共同生活援助（グループホーム）

障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

○ 居住系サービスの目標量設定の考え方

1：入所施設の利用は、平成25年度末時点の施設利用者を基に、国の基本指針及び府の基本的な考え方（詳細は51ページに記載）を参考に、地域移行者を見込んでいます。

2：共同生活援助（グループホーム）については、平成23・24・25年度及び平成26年4月～9月分のサービスの利用実績及び大阪府の事業者意向調査や精神障がいのある人の地域移行を踏まえて見込んでいます。



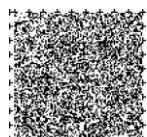
図表 居住系サービスの月平均見込量（利用者数）

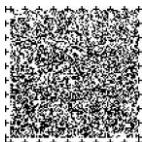
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	共同生活援助（グループホーム）	人	5	5	5
	施設入所支援	人	28	28	28
知的障がいのある人	共同生活援助（グループホーム）	人	107	119	132
	施設入所支援	人	49	48	47
精神障がいのある人	共同生活援助（グループホーム）	人	20	21	22
	施設入所支援	人	0	0	0
合計	共同生活援助（グループホーム）	人	132	145	159
	施設入所支援	人	77	76	75

○ 居住系サービスの見込量の確保策

本市における居住系サービスの指定状況は、平成26年11月現在、グループホームが73事業所、施設入所支援が3施設となっています。

利用者の意向を尊重しながら、さまざまな生活スタイルを選択できるように、サービスの利用調整を行い、地域生活の充実に努めます。





(4) 相談支援

① 相談支援サービスの種類と内容

計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する全ての障がい者につき、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う。

地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者等の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行う。

地域定着支援

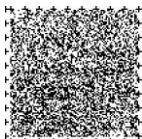
居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

○ 相談支援の目標量設定の考え方

「計画相談支援」は、支給決定者数の実績等から、サービス等利用計画の作成が必要な方の推計を行うとともに、セルフプランを選択する方や、介護保険にてケアプランが作成され、それに基づきサービスが提供される方の推計を行い、新規にサービス等利用計画を作成する方、継続してサービス等利用計画を作成する方に分けて推計し、それぞれに必要となる平均的なモニタリング期間（回数）を算出し、サービス見込量を算定しています。

「地域移行支援」は、施設入所者の地域移行者数の目標及び在院患者の地域移行支援の利用見込み者数を参考に、見込量を算出しました。

「地域定着支援」は、地域移行にかかる数値目標等から、在宅における地域生活が不安定な者を推計し、見込量を算出しました。



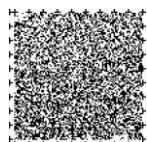
図表 相談支援の月平均見込量（利用者数）

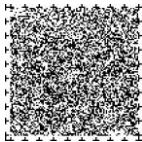
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	計画相談支援	人	22	32	64
	地域移行支援	人	1	2	2
	地域定着支援	人	1	2	2
知的障がいのある人	計画相談支援	人	54	80	77
	地域移行支援	人	1	2	2
	地域定着支援	人	1	2	2
精神障がいのある人	計画相談支援	人	29	43	36
	地域移行支援	人	1	2	2
	地域定着支援	人	1	2	2
合計	計画相談支援	人	105	155	177
	地域移行支援	人	3	6	6
	地域定着支援	人	3	6	6

○ 相談支援の見込量の確保策

「計画相談支援」については、障がい福祉サービスの利用にあたりサービス等利用計画の作成が必ず必要となることから、障がい福祉サービスの利用者の増加に伴い、利用量の増加が予想されます。指定特定相談支援事業所の指定を行い、適切なサービス等利用計画の作成がなされる体制を整備します。また、ケアマネジメントを担う人材を確保するとともに、自立支援協議会と連携して研修を設けるなど、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の育成を進めます。

府が指定する指定一般相談支援事業者との連携のもとで、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人や単身の障がいのある人等が地域生活を継続できる体制を整備します。





3 地域生活支援事業の必要な見込み及び見込量の確保策

市町村地域生活支援事業では、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業等を実施します。

○ 地域生活支援事業の種類と内容

必須事業

相談支援事業

障がいのある人や障がいのある児童の保護者または障がいのある人の介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を図ったり、権利擁護のための必要な援助を行います。

成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められ、かつ身寄りのない知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の全部または一部を助成することにより障がいのある人の権利擁護を図ります。

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。

日常生活用具給付等事業

日常生活が円滑に行われるために、障がいの種別及び程度により、必要に応じて日常生活用具の給付を行います。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行います。重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援の対象者以外の移動支援を行います。

地域活動支援センター

障がいのある人等が通う施設で、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

選択的事業

日中一時支援事業

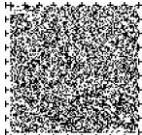
障がいのある人等の日中活動の場を提供し、見守りを行います。また、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

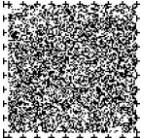
訪問入浴サービス事業

自宅で入浴することが困難な身体障がいのある人に、訪問し浴槽を提供して入浴の支援を行います。

社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動等を行ったり、手話や要約筆記者の養成事業を行うことで、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。





(1) 必須事業

① 相談支援事業等

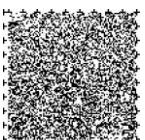
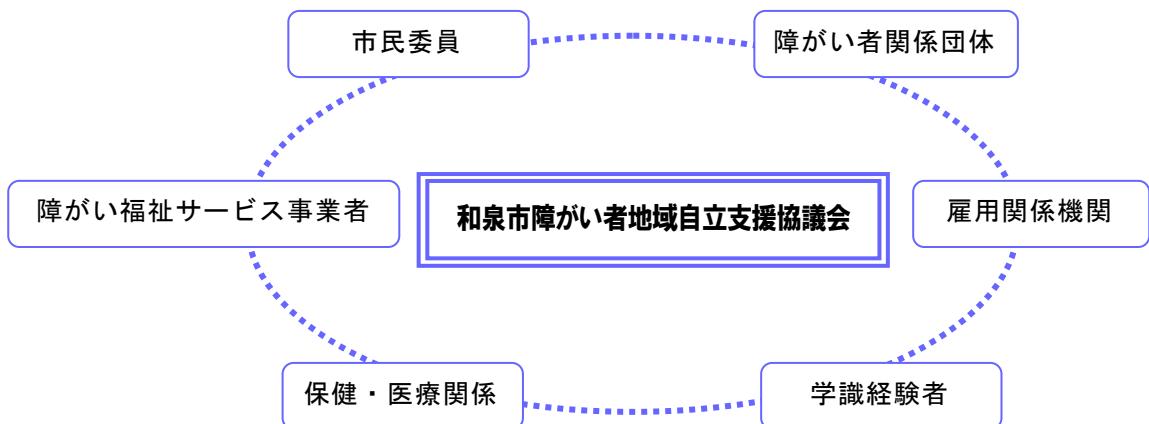
相談支援事業については、和泉市障がい者基幹相談支援センターを中心として行っており、これからも相談支援事業の拡充を図ります。

相談支援事業は、障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のための必要な援助を行います。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、障がい福祉課及び和泉市障がい者基幹相談支援センターを事務局として、和泉市障がい者地域自立支援協議会を設置しています。

さらに、今後、国の動向や相談支援の再編にも注視しつつ、ニーズに応じた相談支援体制について検討を進めます。

図表 和泉市障がい者地域自立支援協議会の構成メンバー



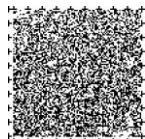
図表 相談支援事業等の年間見込量

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有無	無	無	無
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人	1	2	2
成年後見制度法人後見支援制度	有無	無	無	無

○ 相談支援事業等の見込量の確保策

成年後見制度利用支援事業については、障がいのある人の権利擁護の観点から、現在は市の相談窓口や和泉市障がい者基幹相談支援センターで相談を実施しています。

平成27年度からも成年後見制度の更なる利用促進に向けて、大阪府の大坂後見支援センター等の関係機関とも連携を図りながら相談を実施します。また、障がい福祉サービス事業所やサービス提供事業者等の関係者へ本事業の周知を行い、成年後見制度の利用の支援を行います。



② 意思疎通支援事業等

聴覚、言語・音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳者等の派遣を行います。通訳者の派遣時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時15分までとし、土曜日、日曜日、祝日、夜間については、市長が特に必要と認めた場合に限り、派遣することができます。実施主体は本市となっています。

手話通訳士またはこれに準ずる知識もしくは技術を有した者を手話通訳者として設置しています。

また、手話通訳士、大阪府の登録通訳者、または、聴覚障がいのある人等の福祉に理解と熱意を有し、かつ、手話を主とする意思伝達技術を有する人で、本市の手話通訳者等登録認定試験に合格した人を通訳者として登録します。

図表 意思疎通支援事業等の年間見込量

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣事業	人	35	36	37
要約筆記者派遣事業	人	2	2	3
手話通訳者設置事業	人	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	人	111	117	123

※手話通訳者・要約筆記者派遣事業は「実利用見込者数」、手話通訳者設置事業は「通訳者見込者数」、

手話奉仕員養成研修事業は「養成講座終了見込者数」

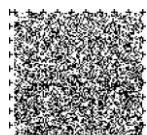
※手話奉仕員養成研修事業には、手話通訳者養成講座、手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座を含む。

※手話通訳者・要約筆記者派遣事業の見込量が第3期計画の計画値から大幅に減少しているのは、第3期計画では年間を通じた実利用見込件数での推計を行っていたが、本計画では年間を通じた実利用見込者数での推計に変更したので、同じ人が年間に複数回利用しても1人とカウントして見込んでいるため。

○ 意思疎通支援事業等の見込量の確保策

今後も引き続き手話通訳者等の派遣のコーディネート等を行います。

手話奉仕員養成研修事業を実施し、手話通訳者等の確保を図ります。また、技術向上のための研修も実施し、意思疎通支援事業の充実に努めます。



③ 日常生活用具給付等事業

日常生活が円滑に行われるために、障がいの種別及び程度により、必要に応じて特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。

事業の見込量は、平成24・25年度の利用実績及び平成26年4月～9月分の利用実績を基に算出した平成26年度実績見込みに各障がい者手帳所持者数の推計による伸び等を乗じて、平成27年度以降の見込量を算出しています。

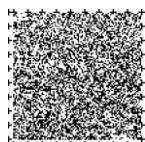
図表　日常生活用具給付等事業の年間見込量

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	件	12	12	12
自立生活支援用具	件	71	81	93
在宅療養等支援用具	件	56	65	75
情報・意思疎通支援用具	件	49	49	49
排泄管理支援用具	件	6,464	6,692	6,929
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	10	10	10

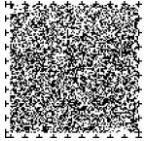
※排泄管理支援用具（ストーマ装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具）については、1月分を1件とカウントする

○ 日常生活用具給付等事業の見込量の確保策

アンケート調査からわかる現在の住まいの環境や、将来の希望する暮らしから、住み慣れた住まいと家族とともに暮らせるなどを支援できるように、各種障がい者手帳取得時の案内や、その他の機会を通じて日常生活用具給付等事業の周知に努めます。



○ 日常生活用具給付等事業の分類



介護・訓練支援用具

介護用ベッド
特殊マット
特殊尿器
入浴担架
体位変換器
移動用リフト
訓練いす

自立生活支援用具

入浴補助用具
便器
頭部保護帽
T字状・棒状のつえ
移動・移乗支援用具
特殊便座（ウォシュレット）
自動消火器
電磁調理器
歩行時間延長信号機用小型送信機
聴覚障がい者用屋内信号装置

在宅療養等支援用具

透析液加温器
ネブライザー（吸入器）
電気式たん吸引器
酸素ボンベ運搬車
視覚障がい者用音声式体温計
視覚障がい者用体重計
視覚障がい者用血圧計
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
人工呼吸器用自家発電機

情報・意思疎通支援用具

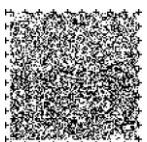
携帯用会話補助装置
情報・通信支援用具
点字ディスプレイ
点字器
点字タイプライター
視覚障がい者用ポータブルレコーダー^①
視覚障がい者用活字文書読上げ装置
視覚障がい者用拡大読書器
視覚障がい者用時計
聴覚障がい者用FAX
聴覚障がい者用情報受信装置
人工喉頭
音声ICタグレコーダー^②
点字毎日
点字図書
視覚障がい者用ラジオ

排せつ管理支援用具

ストマ装具
紙おむつ等
収尿器

居宅生活動作補助用具

手すりの取付、段差解消等



④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等が、社会生活上必要不可欠な外出をする場合や、余暇活動等の社会参加のために外出する場合、ガイドヘルパーを派遣して移動についての介助を行います。サービスの形態により、「個別支援型」や「グループ支援型」等を実施しています。

事業量については、平成24・25年度及び平成26年4月～9月分の実績に基づいて見込んでおり、今後も必要な提供量の確保を図ります。

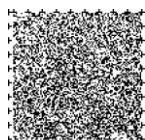
また、同世代のガイドヘルパーによる社会参加の促進等、課題もあり、今後、インフォーマルな支援等も合わせて実情にあった移動支援のあり方を検討していきます。

図表 移動支援事業の年間見込量

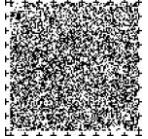
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	利用時間数	時間	41,992	41,016	40,063
	利用者数	人	224	223	223
	1人あたり時間	時間	187.5	183.9	179.7
知的障がいのある人	利用時間数	時間	33,434	34,830	36,285
	利用者数	人	203	212	221
	1人あたり時間	時間	164.7	164.3	164.2
精神障がいのある人	利用時間数	時間	4,798	5,840	7,107
	利用者数	人	37	44	52
	1人あたり時間	時間	129.7	132.7	136.7
障がいのある児童	利用時間数	時間	6,083	5,816	5,560
	利用者数	人	79	83	86
	1人あたり時間	時間	77.0	70.1	64.7
合計	利用時間数	時間	86,307	87,502	89,015
	利用者数	人	543	562	582

○ 移動支援事業の見込量の確保策

アンケート調査からも概ね外出の機会が確保されていることが分かりますが、外出したくても出来ない等の回答の方も一定数いることから、今後の潜在的な対象者の増加に対応するため、事業所やヘルパーの確保に努めます。また、サービスの質の確保のために、事業者に対して、大阪府等が実施する養成研修の情報提供を行います。



⑤ 地域活動支援センター



地域活動支援センターには、次のようなⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型があります。

基礎的事業：利用者に対する創作的活動、生産活動機会の提供、社会との交流等を促進する活動を実施

基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施

Ⅰ型：精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るために普及啓発等の事業を行います。

Ⅱ型：基礎的事業を行うほか、地域において雇用または就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施

Ⅲ型：地域の障がいのある人のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績をおおむね5年以上有し、安定的な運営が図られていること

地域活動支援センターについては、委託により基礎的事業として1か所、Ⅱ型についても、委託により平成26年4月1日から1か所が開設されています。

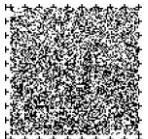
図表 地域活動支援センター事業の年間見込量

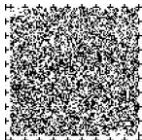
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基礎的事業	設置か所数	か所	2	2	2
	利用者数	人	130	140	150
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置か所数	か所	0	0
	Ⅰ型	利用者数	人	0	0
	地域活動支援センターⅡ型	設置か所数	か所	1	1
	Ⅱ型	利用者数	人	30	40
地域活動支援センターⅢ型	設置か所数	か所	0	0	0
	Ⅲ型	利用者数	人	0	0

○ 地域活動支援センター事業の見込量の確保策

今後も継続して事業を実施していきます。利用者が障がい特性に応じて活動ができる場として、地域活動支援センターのあり方を検討します。

また、手帳の取得時等に、地域活動支援センター事業の周知を図ります。





(2) 選択的事業

① 社会参加促進事業

社会参加促進事業として、次のような事業を第3期計画に引き続き実施します。

○ 地域生活支援事業・社会参加促進事業

生活訓練事業

和泉市立北部総合福祉会館にて、リフト付き低床観光バスを使用し、野外活動を実施。近畿圏内福祉体験施設やテーマパーク見学等をとおして、社会経験、体験を深め日常生活の向上を推進します。

和泉市立北部総合福祉会館にて整形外科医師による診断のもと、理学療法士が個別カリキュラムに添った、機能の維持向上を図る訓練を行い、日常生活動作の習得をめざします。

和泉市立総合福祉会館にてグループリハビリ（体操等）、個人リハビリ（歩行・起立・ホットパック等）を実施します。

点訳奉仕員養成事業

和泉市立北部総合福祉会館及び和泉市保健福祉センターにて、点訳奉仕員の養成講座を実施します。

手話奉仕員養成事業

和泉市立北部総合福祉会館及び和泉市保健福祉センターにて、手話奉仕員の養成講座を実施します。

手話通訳者養成事業

総合福祉会館にて、手話通訳者の養成講座を実施します。

手話通訳設置事業

市役所の障がい福祉所管窓口に手話通訳者を設置し、市役所内等での通訳業務を行います。

登録通訳者等派遣のコーディネート・研修会の企画運営・阪南ブロックろうあ者指導者等研修会等の業務も行います。

点字・声の広報等発行事業

声の広報等の発行

- 1 声の広報いづみ：市広報の音訳版 発行回数年 12回
- 2 声の議会だより：市議会広報の音訳版 発行回数年 4回

自動車運転免許取得・改造助成事業

運転免許を取得することによって社会参加が促進される障がいのある人に対して、取得費用を助成します。

自動車の操作装置・ブレーキ等を改造することによって運転ができるようになり、社会参加が促進される障がいのある人に対して、改造費用を助成します。

芸術・文化講座開催等事業

北部総合福祉会館等で

美術：クラフト作成（木工品、ペーパークラフト、粘土細工等）
文化：料理、お菓子作り、季節の行事（クリスマス、おもちつき等）、読書（図書館）、識字、グループワーク、パソコン講習会

音楽：合奏練習、カラオケ

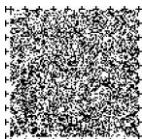
美術：陶芸、絵画

文化：編み物、生け花、書道

音楽：コーラス

文化：園芸、フラワーアレンジメント

パソコン講座等の実施



② 日中一時支援事業

○ 日帰り短期入所

日帰り短期入所については、利用者のニーズも高いサービスであることから、今後も日帰り短期入所が必要な障がいのある人の把握に努め、サービス提供事業者の拡充を図ります。

事業量については、平成24・25年度及び平成26年4月～9月分のサービスの実績に基づいて見込んでいますが、今後も必要な提供量の確保を図ります。

図表　日帰り短期入所の年間見込量

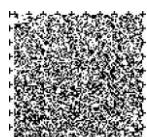
		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日帰り 短期入 所	利用者数（実人数）	人	49	50	51
	延利用回数	回	1,633	2,099	2,699

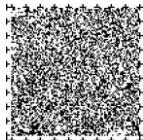
③ 訪問入浴サービス事業

以前は移動入浴サービスとして実施してきた事業で、自宅浴室で入浴することが困難であり、他の手段で入浴することが困難な重度の身体障がいのある人の家庭に、移動入浴車で訪問し、浴槽を居室に搬入して入浴サービスを行います。

図表　訪問入浴サービスの年間見込量

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入 浴サー ビス	利用者数（実人数）	人	9	9	10
	延利用回数	回	423	432	480





4 障がい児支援

障がい児を対象とする支援については、従来は、施設系の施策の実施は「児童福祉法」に基づき、事業系の施策の実施は「障害者自立支援法」に基づいてきました。障がい児に対する通所施設は、従来は障がい種別ごとに分かれていましたが、複数の障がいに対応できるよう平成24年度より一元化が行われました。

第4期計画では、基本方針のひとつとして、障がい児支援の整備をめざすとともに、障がい児通所支援に係る見込量を設定し、支援の充実に努めます。

○ 障がい児支援サービスの種類と内容

児童発達支援

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

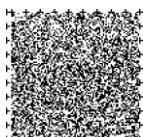
障がい児相談支援

障がい児が通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

○ 相談支援の目標量設定の考え方

平成26年3月～9月分の平均受給者証交付数を基に、実利用人数割合を乗じて平均実利用人数（月）を見込み、1人に対する平均支給量（月）を乗じて平均支給量（月）を算出しました。

障がい児支援については、複数サービス利用者、医療的ケアの必要な方、地域生活に配慮と支援の必要な方を優先的に進めつつ、新規利用者について見込んだ件数を加え算出しました。

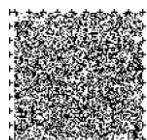


図表 障がい児支援サービスの月平均見込量

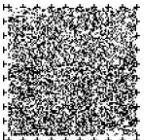
	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人日分	354	390	426
	人	59	65	71
医療型児童発達支援	人日分	156	247	338
	人	12	19	26
放課後等デイサービス	人日分	2,496	2,880	3,276
	人	208	240	273
保育所等訪問支援	回数	3	3	4
障がい児相談支援	人	30	34	38

○ 障がい児支援事業の見込量の確保策

障がい児の支援について、早期発見、早期療育、ライフステージに応じた切れ目のない支援と、地域支援体制の整備を平成27年度に開設する児童発達支援センターにて実施し、基幹相談支援センター等とも連携し、支援の充実に努めます。



第5章 計画の推進体制



第5章 計画の推進体制

(1) 障がいのある人の参画による施策の推進体制の整備

障がいのある人の自己決定を尊重する考え方に基づき、障がい福祉計画によるサービスの提供体制の整備を進めるにあたっては、障がいのある人自身が計画の策定や推進の過程に参画することによって、自己の意思や理念を施策等に反映することができるよう努めます。

そのためには、施策推進協議会や自立支援協議会の委員に、障がい者関係団体の代表者等に就任してもらう、といった、障がいのある人と行政との従来からの協力体制をさらに進めます。

また、障がいのある人が行政の政策決定過程に参加するというだけではなく、社会全体の取り組みに参加することが必要であるという考え方に基づき、障がいのある人の参画する推進体制を、できるかぎり多様な主体で構成するように努めます。たとえば、福祉以外の諸分野からの代表者にも施策推進協議会や自立支援協議会に参加してもらうことにより、障がいのある人がその意思を社会の幅広い分野に表明できる、といった体制の構築を検討します。

(2) 計画の進捗状況の管理及び評価

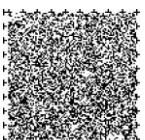
① 計画の広報・周知

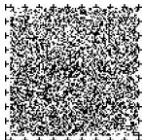
市民が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の内容や障がい福祉サービスについて理解を深められるよう、この計画について広報やホームページ等さまざまな機会や媒体を活用して、周知を図ります。

② 計画の点検・評価体制

この計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画策定にあたった施策推進協議会において、計画の進捗状況の点検・評価及び見直しを行い、必要に応じて新たな対策を講じていきます。

また、サービスの充実、障がいのある人の地域移行や就労移行を促進するとともに、委託相談支援事業者の運営評価や困難事例への対応のあり方、障がいのある人の権利擁護の推進等、関係機関やサービス提供事業者等を構成員とする自立支援協議会による検討・調整を進めます。



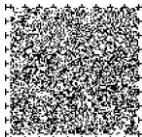
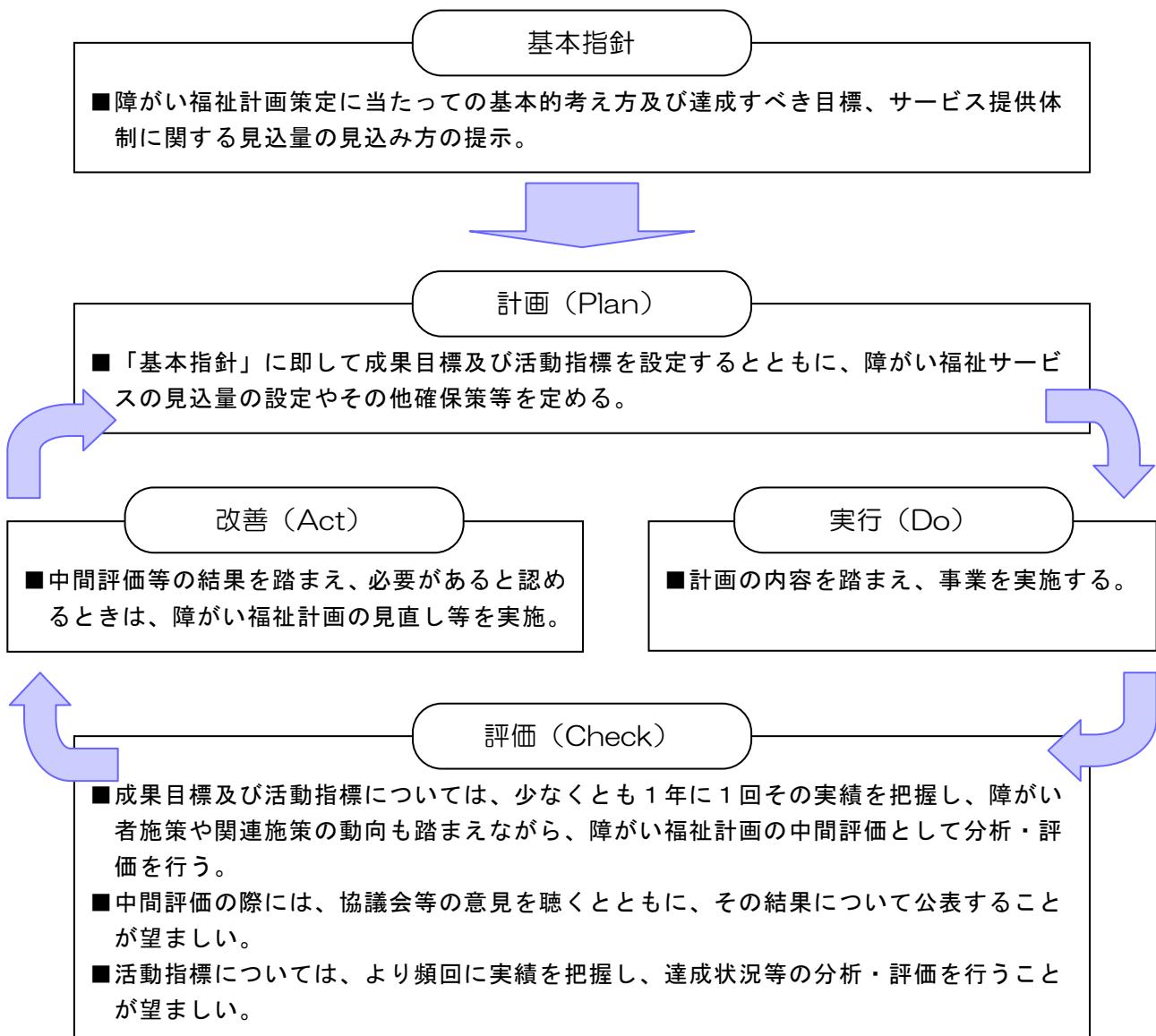


③ P D C A サイクルによる計画の評価

第4期計画では、「② 計画の点検・評価体制」による計画の進捗状況の確認を、いわゆるP D C Aサイクルの考え方に基づいて行います。進捗状況の評価を行うにあたっては、成果目標や活動指標を数値的に評価するだけではなく、場合によっては、計画の理念等の見直しや、制度改正や社会変化への対応を含めて、柔軟な運用を図ります。

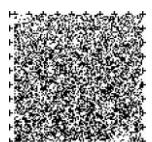
また、全体的な量の評価だけではなく、計画の推進過程で発生した個別の案件について、きめ細やかに対応するといった質の評価が可能なことも、P D C Aサイクルの有効な機能です。

○ 障がい福祉計画におけるP D C Aサイクルのイメージ



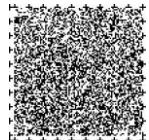
(3) 関係各課・関係機関との連携

この計画は、障がい福祉サービスをはじめ就労・雇用、教育等関連分野との連携が特に重要です。障がいのある人が地域での自立した生活を確保できるよう、また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、府内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健・福祉機関、教育機関、産業・就労機関等関係機関との相互協力のもと、推進していきます。



資料編

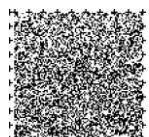
資料編

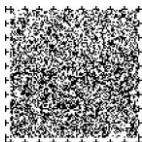


1 計画の策定過程

① 第4期和泉市障がい福祉計画策定の経過

日 程	項 目	内 容
平成 26 年 6 月 27 日	第 1 回 和泉市障がい者地域自立支援協議会	1 自立支援協議会の構成について 2 (1) 平成 25 年度和泉市障がい者自立支援協議会報告及び平成 26 年度計画部会の開催報告 (2) 平成 26 年度計画 3 基幹相談支援センターについて 4 障がい者虐待について
平成 26 年 6 月 27 日	第 1 回 和泉市障がい者施策推進協議会	1 第 3 期障がい福祉計画の進捗状況 2 第 4 期障がい福祉計画の策定について 3 障害者優先調達推進法について
平成 26 年 7 月 14 日 ～平成 26 年 8 月 29 日	障がい児・障がい者調査	障がい者手帳等所持者から無作為抽出し、福祉に関するアンケート調査を実施
平成 26 年 8 月 5 日 ～平成 26 年 8 月 29 日	難病患者調査	特定疾患医療受給者から無作為抽出し、福祉に関するアンケート調査を実施
平成 26 年 11 月 21 日	第 2 回 和泉市障がい者施策推進協議会	1 第 3 期障がい福祉計画の進捗状況 2 第 4 期障がい福祉計画の策定について
平成 26 年 12 月 25 日 ～平成 27 年 1 月 26 日	パブリックコメント募集	市内各所にてパブリックコメントの募集を実施
平成 27 年 2 月 16 日	第 2 回 和泉市障がい者地域自立支援協議会	1 各専門部会の報告について 2 障がい者虐待について 3 大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについて（提言）の概要について 4 (1) 平成 27 年度の相談支援体制と基幹相談支援センターの拡充について (2) 和泉市障がい者基幹相談支援センター運営協議会の設置について
平成 27 年 2 月 16 日	第 3 回 和泉市障がい者施策推進協議会	1 第 3 期障がい福祉計画の進捗状況 2 第 4 期障がい福祉計画の策定について 3 (1) 計画相談支援の推進に係る検討委員会の開催報告について (2) 平成 27 年度の計画相談支援の実施体制について





② 和泉市障がい者施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 障がい者計画及び障がい福祉計画の策定、見直し及び進行管理に関すること。
- (2) 障がい者施策に関する重要事項に関すること。
- (3) 障がい福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立性及び公平の確保に関すること。
- (4) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (5) 地域の関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域における障がい者の自立支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係機関の職員
- (4) 福祉サービス事業者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

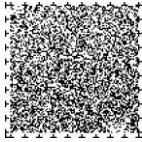
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(専門部会)

第6条 会長は、必要と認めるときは、協議会に専門的事項を分掌させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。



(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障がい福祉担当部署において処理する。

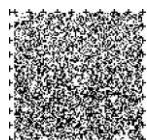
(補則)

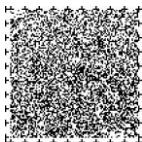
第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行時において和泉市障がい者施策推進協議会設置要綱（平成12年6月6日制定）に基づき和泉市障がい者施策推進協議会委員として委嘱されている者は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、和泉市障がい者施策推進協議会設置要綱に基づく委嘱の日から起算するものとする。





③ 和泉市障がい者地域自立支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 障がいの有無にかかわらず、全ての市民が共に自分らしく暮らすことができる地域づくりに關すること。
- (2) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策に關すること。
- (3) 地域の関係機関相互の連携及びネットワークの構築に關すること。
- (4) 新たに取り組むべき地域の課題への対応に關すること。
- (5) 障がい者及びその家族と地域社会との関係の構築に關すること。
- (6) 関係機関等の職員等に対する研修に關すること。
- (7) 障がい福祉サービスの利用に係る相談支援事業者の中立性及び公平の確保に關すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 和泉市障がい者施策推進協議会（和泉市附属機関に関する条例第1条第1号の表に規定する和泉市障がい者施策推進協議会をいう。以下同じ。）の委員

- (2) 関係機関の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ和泉市障がい者施策推進協議会の会長及び副会長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

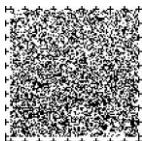
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(専門部会)

第6条 会長は、必要と認めるときは、協議会に専門的事項を分掌させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。



(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、委託相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第20条第2項の規定により和泉市から委託を受けた同法第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者等をいう。）及び障がい福祉担当部署において処理する。

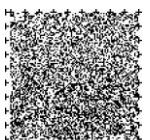
(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行時において和泉市障がい者地域自立支援協議会設置要綱（平成19年6月1日制定）に基づき和泉市障がい者地域自立支援協議会委員として委嘱されている者は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、和泉市障がい者地域自立支援協議会設置要綱に基づく委嘱の日から起算するものとする。

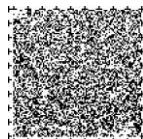


④ 和泉市障がい者施策推進協議会委員及び
和泉市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

平成27年3月現在

	関係機関・団体名	役職	氏名
会長	大阪体育大学健康福祉学部	教授	大谷 悟
副会長	和泉市障がい者団体連絡協議会 和泉市視覚障がい者福祉協会	会長	浦部 祐作
委員	桃山学院大学社会学部	准教授	黒田 隆之
	地域活動支援センターしらさぎ・ネスト	センター長	左古 久代
	和泉市社会福祉協議会	会長	有里 榮陽
	和泉市民生児童委員協議会	会長	相澤 美代榮
	和泉ボランティア市民活動センター 「アイ・あいロビー」	運営委員会 委員長	新田 良子
	和泉市身体障がい者福祉会	会長	石橋 壽子
	和泉市聴力障がい者福祉協会	会長	熊野 勉
	和泉市心身障がい児（者） 手をつなぐ親の会	会長	有住 清美
	和泉市精神障がい者家族会	会長	木下 起佐子
	重度重複障がい者家族会	代表	永田 リカ
	和泉障がい者施設・作業所連絡会	会長	中川 博
	公募市民		小林 敏子
	公募市民		石田 栄子
	大阪府和泉保健所	地域保健課長	新林 康弘
	泉大津公共職業安定所	統括職業指導官	畠中 正勝
オブザーバー	大阪府岸和田子ども家庭センター	地域相談課 課長補佐	澤井 晴子

（敬称略・順不同）





※コダイくん、ロマンちゃんは和泉市のイメージキャラクターです。

第4期和泉市障がい福祉計画

(平成27年度～29年度)

平成27年3月発行

発行 和泉市

〒594-8501

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

編集 和泉市 生きがい健康部 障がい福祉課

